

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 12 月 11 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 60 号 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定の締結について
- 日程第 7 議案第 61 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 62 号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 63 号 令和 2 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 10 議案第 64 号 令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 65 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 66 号 令和 2 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 67 号 令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 同意第 26 号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 16 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	神 戸 誠
参 事	桂 川 憲 生	総 務 課 長	今 井 明 徳
村 民 課 長	安 江 修 治	地域振興課長	村 雲 修
産業振興課長	伊 藤 秀 人	建設環境課長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	安 江 任 弘	会 計 管 理 者	今 井 英 樹

国保診療所
事務局 長 河 田 孝
監 査 委 員 安 江 弘 企

保健福祉課長 安 江 透 雄

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書 記 居 石 浩 之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和 2 年第 4 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、3 番 安江健二君、4 番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 5 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 15 日までの 5 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第 3、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和 2 年 12 月 11 日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和 2 年 8 月分、9 月分及び 10 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

1. 検査の対象 令和 2 年 8 月分、9 月分及び 10 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

２．検査の時期 令和２年９月28日、10月28日及び11月27日。

３．検査の結果 令和２年８月末日、９月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

次に、定期監査結果報告を別冊で出していますので、別冊を読み上げさせていただきます。

定期監査結果報告書。

地方自治法第199条の４項の規定により、令和２年10月19日、20日及び同月27日の３日間実施した定期監査の結果は次のとおりである。よって、同法第199条９項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和２年12月11日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。東白川村長 今井俊郎様。
東白川村議会議長 樋口春市様。

監査の主眼。

- １．予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
- ２．前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
- ３．契約事務が公正適切に行われているかの確認。
- ４．事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
- ５．最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

１．令和２年度９月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

- ２．令和２年度９月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
- ３．令和元年度末の村税等の滞納分が令和２年度に調定され収入督促がされているかの監査。
- ４．村が発注する契約事務が適切に行われているかの監査。
- ５．補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。
- ６．その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

- １．指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。
- ２．令和２年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査の結果。

- １．予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和２年度９月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は45億5,014万3,000円で、予算執行状況は、収入済額23億7,371万18円、支出済額18億9,572万5,926円、歳計外現金会計の差引き残高を合わせた残高は４億9,652万6,921円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金４億9,650万4,029円、当座預金２万2,892円であります。歳出予算執行率41.7%で、

前年度同期と比較すると1.3ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると9,237万7,788円減の11億9,355万3,862円です。その内容は、定期預金23口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と同額で1億3,316万円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、51枚1億1,716万1,500円、債権1団体、300万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適正であり正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

令和元年度末の村税等の滞納繰越額は1,321万1,257円であり、それが令和2年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が令和2年度に計上され適正に処理されておりました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分108万7,417円が納付されていました。

なお、村税等主な9月末の滞納額は次のとおりです。次表に上げておりますけれども、2年の9月末の数字のみを読み上げさせていただきます。

村税815万8,869円、国民健康保険税400万2,909円、介護保険料11万9,500円、CATV使用料230万9,950円、簡易水道使用料14万2,190円、後期高齢者医療保険料ゼロ、国保診療所診療費等10万8,892円、合計1,484万2,310円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較すると58万5,430円減少していますが、滞納額は令和2年度当初と比較すると163万1,053円増えています。徴収に努力されているとは思いますが、まだ多額の滞納がありますので、効果的な徴収に積極的に取り組むとともに悪質な滞納者に対しては厳正に対処されたい。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等27事業について調査を行いました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は全て適切に処理されていました。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

今回の定期監査、ここを定例としておりますけれども定期的に訂正をさせていただきます。村が交付している補助金について14事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

次に、現地調査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は適正に管理され、周辺の環境整備もできていたと思います。

結び。

令和2年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

今年度、国民健康保険税の保険料率見直しが行われ、9月末の調定額を前年同期と比較すると約400万円増となっており、令和元年度末被保険者数で除すると約6,800円となっています。さらに、令和3年度に350万円の引上げ、その後も2年程度引上げが必要と説明を受けました。

国民健康保険運営協議会で審議されると思いますが、本村の保険料率は近隣市町と比較すると低く、一般財源の繰出金が多くなっており引上げはやむを得ないと思いますが、国民健康保険被保険者に理解が得られるよう説明をお願いします。

東白川村においては、第5次総合計画後期計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、老朽建物など修繕、更新が必要な施設が多くあると思います。現在の村債借入残高は、一般会計、特別会計合わせて43億8,078万7,000円あります。

既に令和3年度の予算編成も始まっていると思いますが、中学校体育館改修工事等が今後計画されており多額の借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については常にコストを意識して最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいのかを意識し、その有効性、必要性を考慮し、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し意見とします。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。令和2年12月11日、次のとおり議員を派遣する。

派遣名、東白川村成人式。目的、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する。派遣場所、はなのき会館。期間、令和3年1月10日。派遣議員、今井美和議員、今井美道議員。

以降、項目名を省略させていただきます。

中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する。東白川中学校、令和3年2月2日、今井美和議員。

東部三町村議会研修会、加茂郡東部三町村議会議員の交流により相互理解を深める。白川町、令和3年2月5日、議員全員。

なお、既に議長決裁にて派遣を終了したものにつきましては、これ以降に記してありますのでお目をお通しください。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

順番に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、新型コロナウイルスに関連して今後の村の対応についての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大が第3波の様相を呈しています。国内の新型コロナウイルスの感染者は11月22日現在、5日間連続で2,000人以上が確認をされ、また亡くなった方も2,000人を超えました。東京都では1日に500人以上が確認をされ、感染状況に関する4段階警戒度を最高レベルまで上げました。これは感染が拡大しているということであり、これは約2か月ぶりということでもあります。

一方、村では第2次地方創生臨時交付金を活用しての新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組んでいます。

政府は、観光支援事業G o T oトラベルについて、基本的な考えに何ら変更はないとして事業の継続方針を表明しています。政府は減速する経済の立て直しを重視し、人の移動や会食の機会を極力制限せず、一部は見直しがあるものの観光・外食産業を下支えしていく方針であると思います。

この質問書を提出したのが11月24日ですので、その後、検討が度々なされ、G o T oや飲食店の時間制限などの見直しがされましたことを付け加えさせていただきます。

また、一方では感染拡大も進み、全国での感染者数は17万超に達し、亡くなられた方も2,500人となりました。岐阜県での感染者は1,335人であります。近隣の市町村では、可児市が136名、美濃加茂市が64名、加茂郡内では44名であります。合計で250名以上の方が感染と、大変な数字に上がっています。これは12月9日現在であります。

では、第1問の質問に入ります。

年末には各地からの帰省が始まります。生まれ育ったふるさとへの帰省は、誰もがとても楽しみにされていることと思います。帰省に関しての民間調査を実施したネオマーケティングの結果によりますと、昨年の年末に帰省したと答えた方が31%、帰省しなかったと答えた方が69%でありました。今秋の調査では、帰省すると答えた方が14%であり、帰省しないと答えた方が63%、まだ分からないが23%でありました。この時点での帰省希望者は前年の約2分の1であり、このことは新型コロナウイルスが第3波と言われて拡大・拡散の様相を見せていることへの表れであると思います。

しかし、全国的に見ますとかなりの人数が県をまたいでの移動となります。現に、私の家といたしましても、東京、関西、愛知県に子供や孫たちがおりまして、それらの帰省についてはただいま検討しておるところであります。

帰省された家族のある方の家庭での過ごし方や近隣との付き合い方などについて、万一の感染を防ぐための村としての予防方法や取組についてのお伺いをいたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

安江健二議員の質問にお答えさせていただきます。

5月のゴールデンウィークのときも、8月のお盆のときも同じでございますが、帰省される方を村が来ないでくださいとか言うことはありませんし、それはできません。ただし、自発的に控えていらっしゃる方はいらっしゃるようです。しかし、帰省する方が発熱や倦怠感などの自覚症状があるときには病院で検査されることをお勧めしますし、帰省は自粛されたほうがいいと思っております。いずれも個人の判断でございますから、村が移動を制限することはありません。

このことについて、県知事から11月25日に県民の皆さんへというメッセージの中で、うつさないためということで体調不良のときは会食、外出、出勤、登校などをストップし、直ちに医療機関を受診、体調不良のときは年末年始の帰省をストップというお願いが出されております。

感染予防につきましては、年末年始に関わらず平常時から気をつけていただくしかありません。先月、啓発物を配付させていただきましたので、その中に入ってきたチラシを御覧いただけたらと思います。その内容から少しお話ししますと、1つ目は、お出かけの際はマスクの着用をお願いします。これは飛沫を飛ばさないためです。2つ目は、小まめに手洗いをお願いします。これは手についたウイルスをうっかり口に入れてしまわないようにするためです。3つ目は3密を避けるということです。これはインフルエンザと同じように、飛沫が新型コロナウイルスの感染拡大の一番の原因だと考えられるからでございます。換気の悪い場所で大人数で会話をすることは控えましょうといった、一般的に報道されていることをいま一度確認して生活していただきたいと思っています。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

では、第2の質問に入ります。

新年を迎えると、互礼会、神祭り、左義長、同窓会など例年なら飲食を伴う会がたくさん催されます。神祭りは家の魔よけのためにする祈祷であり、毎年松の内に集落がそろって行う行事でありまして、神事の後には必ず直会が開かれます。これもまた集落の皆さんの顔合わせであり、楽しいものであります。左義長は正月の7日から15日頃までに飾った門松、しめ縄、書き初めなどを持ち寄って焼く行事であり、その火で餅を焼いて食べるとその年は病気にかからないとか、また書き初めが高く舞い上がると字が上手になるといったことが言われています。

私どもの集落では、今回、この2つの行事の当番となった方々は、今までにはなかった事態での催しとなりますので極力3密を避けての、しかも従前から見ての余りにも手抜きと言われない方法での開催に頭を悩ますところだと思います。

一連のこれらの行事につきましては、村の主催ではなく各地域や集落、団体が執り行うものですが、これらの行事についての村からの提案や指導についてのお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答えいたします。

基本的に、村が自治会の新年会とかの行事、それから神社の行事や同窓会などについて、やっってくださいとかやめてくださいと介入することはありません。しかし、先ほどの岐阜県知事からのメッセージでは、かからないようにというためということで、年末年始の家族以外の大人数の飲食の徹底回避、5人以上を対象としております。食事の前後は必ずマスク着用を徹底というふうになっております。

先ほども申し上げましたけれども、感染予防に注意して行っていいただければと考えております。現に神社のお祭りなどは神事のみで奉賛行事や飲食についてはなしで行われたと聞いておりますし、自治会の新年会を中止されたというお話も伺っております。これらは村が要請したというわけじゃなくて、自発的に判断されたことと思っており、自粛されているところでございます。

これらの年末年始の感染予防のお願いにつきましては、12月4日に村長からケーブルテレビでお願いの放送をさせていただいております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの答弁は、あくまでも岐阜県の指針に従うというお答えであろうかと思います。

そういったことであくまでも啓蒙活動というのが非常に大切ではあると思いますので、くどいほど度々何回もそういったお触れをお願いしたいということを思います。

では、第3の質問に入ります。

新型コロナウイルスの潜伏期間は1日から14日間程度とされ、感染してから症状を発症するまでの平均期間は5日から10日ほどとWHOは報告をしています。発症をしてから間もない頃から感染性の高いウイルスであり、市中感染を引き起こす原因と考えられています。

検査の結果、新型コロナウイルス感染の陽性であった場合には、発症する2日前から発症後7日から10日程度が感染可能期間で、いわゆる人にうつしてしまう可能性のある期間だと言われております。また、無症状である場合は、本人が気づかないうちに広げてしまうこともあると言われております。

あつてはならないことですが、もし不幸にして新型コロナウイルスに感染していたとしますと、1月10日頃が潜伏期間2週間としての一つの目安になるのではないかと思います。この時期を最も重視しての村としての準備は、対策はありますか、お伺いをいたします。

また、休日や夜間にそういった症状が現れた場合の連絡先、窓口についてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

御質問にお答えいたします。

まずあつてはならないことじゃなくして、年末年始が特別というわけではなくて、いつでも誰でもどこでも感染するリスクが存在していると思っております。新型コロナウイルスに感染することは不幸なことではなくて、誰でも感染するリスクがあるという認識をしております。

インフルエンザや新型コロナの疑いがある場合は、医療機関に連絡をしていただきたいと思います。12月28日までと1月4日からの平日の朝8時半から夕方6時までについては、村の診療

所の発熱外来に電話をかけていただきましてお出かけいただきたいと思っております。

また、年末年始の休日中に発熱があった場合には、受診相談センター、この地域では可茂保健所になりますけれども、そちらのほうに電話をしていただきまして指示に従っていただきたいと思っております。

また、濃厚接触者として認定された方が検査の結果が出るまで家族と離れて生活したいということなど、診察以外での御相談につきましては、役場のほうに御連絡いただきたいと思います。御利用いただける施設や内容について、折り返し連絡をさせていただこうと思っております。

このような平常時と同様の対応を年末年始も行っていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの休日や夜間の連絡先についてはよく分かりました。

もし感染したとすると、私も含めてですけれども、かなり動転をすると思いますので、この連絡先等についてはケーブルテレビ等で繰り返し繰り返し放送をお願いしたいと思います。

続きまして、第4の質問に入ります。

厚生労働省によりますと、11月30日までに全国で2,575件のクラスターが発生し、そのうち医療機関での発生は412件でありました。11月から流行の第3波でも、北海道旭川市内の病院では最大級200名に上る院内感染クラスターが発生したのをはじめ、各地で深刻な事例が報告をされています。

院内感染は大規模になりやすい上に、感染リスクの高い高齢者や持病のある人に広がるおそれがあります。県内の高齢者福祉施設のクラスターは、11月から計4件が相次いで発生をしております。近隣の町の施設でも利用者及び職員の感染が判明をしましたが、その後の経過としては、幸いにして拡大には至っていないようです。

村の老人保健施設としても、特に感染には十分な対策を取ってみえることとは存じますが、前回に続き、この件についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

新型コロナウイルスに対する老健施設の安全対策についての御質問でございますけれども、美濃加茂市の福祉施設からクラスターが出たということで大変心配されるところでございますけれども、職員につきましては出勤前と到着時の検温を行うとともに、施設内ではマスク、ゴーグルの着用を必須としております。必要に応じて、手袋、エプロンを使用しております。また、利用者様にも施設内でのマスクの着用をお願いしており、最初は着用率は低かったわけでございますけれども、現

在はほぼしていただけている状況でございます。

御家族の皆様との面会につきましては、全国的にコロナ感染者が少し収まっていた10月から、事前に検温、手指消毒を済ませ、マスク着用で入室可能としており、これまでどおり無料通話アプリのコミュニケーションツールを利用した面会体制も整えております。

現在、全国的には感染者が以前にも増して増えている状況ですので、今後は再度面会を制限しなければならないものと考えておりますが、利用者様にとりまして御家族様とお会いになるのは大きな心の支えとなっておりますので、慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上、老健施設では厚労省や各学会の推奨する対策は全て実施している状況でございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

はい、分かりました。

続きまして、第5の質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えで、多くの小児科が経営難に直面していて閉院に追い込まれるケースもあり、専門家は命を守るネットワークの崩壊だと政府に対応を求めています。これは個人病院のことを言っていますが、小児科の役割は病気を治すことだけではない。定期的な診察の中で、保護者や子供の様子を見守り支える最も重要な使命であるとされています。

この件につきましての村の現状をお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

診療所の経営状況についてのことでと思いますけれども、診療所については小児科も標榜しておりますので、診療所の外来患者数につきましては前年度と比較しますと10月までに281人多い6,028人となっております。

6月の第2回議会定例会の折に、4月が前年比40人減の790人、5月が前年比95人減の731人となり、新型コロナウイルスの影響で診察を控えられる方が増えたことや、長期処方を実施したことなどにより外来患者数が減っていると考えられ、コロナ禍の影響が色濃く現れた結果となっておりますといった答弁をして、御心配をおかけしておりましたけれども、その後、6月につきましては87人増の851人、7月が23人増の893人、8月が117人増の914人、9月が105人増の860人、10月が78人増の989人と6月以降は患者数が前年と比べて増えており、これに伴い外来収益も10月までで、調定ベースで182万9,000円ほど多くなっています。

患者数増の要因はいろいろ考えられると思いますが、その一つとして、黒川地区からの新規患者のいわゆる初診でカルテを初めて作った方が昨年11月から本年11月までに229人あり、これが患者

数増の大きな要因と考えてございます。

また、診療所ではこの10月5日に県から診療検査医療機関の指定を受け、簡易検査キットを使って抗原検査が可能となりました。これからの寒い時期は、例年ですと季節性インフルエンザが流行する時期となりますが、今年、発熱した場合、それがインフルエンザなのか風邪なのか、新型コロナウイルスなのか、判別し難い状況でございます。一つの検体でインフルエンザと新型コロナウイルスの検査が一度にできる状況となっておりますので、発熱した場合はまず診療所に電話を入れていただきたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの局長さんの説明によりますと、受診される方が減ってはいないと。逆に増えておるような状況ということで、ちょっと安心をしました。

春にはインフルエンザとコロナが同時進行してえらいことになるではないかということが盛んにテレビ、新聞で報道されておりましたけれども、そういったことはどうも全国的に少ないということで安心をしているような状態であります。

それでは、第6の質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染者の感染拡大を受けて、症状がない妊婦でも希望すればPCR検査を実施する動きが広がっています。6月に成立した本年度の第2次補正予算では、不安を抱える妊婦が出産直前に新型コロナウイルスの検査を希望した場合、検査費用を補助するというものであります。

例としましては、福井県は同様の事業を全国に先駆けて4月下旬から始めています。出産予定日のおおむね2週間前の希望者に対し、1人1回分の検査費用を負担しています。10月末までに、無症状の妊婦1,549人が利用されましたが、陽性者は幸いゼロということです。

この件につきましての村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答えいたします。複数の課にまたがりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

全国的に見ますと、民間事業者が保険適用外で検査するケースもありますし、東京都や今おっしゃられたところでは助成を行っている一部の地域があり、希望すればPCR検査を受けることは可能と言えますが、村の独自での補助事業での、妊娠中も含めて誰でも無料でPCR検査を行うということは考えておりません。

本村の場合、PCR検査の検査対象として保険適用で検査を受けられることが可能な方は、妊婦

に限らず発熱等コロナウイルスと疑わしき症状のある方か、保健所の公費負担で、無症状でも家族などコロナウイルス陽性者の濃厚接触者の方が対象となり、いわゆる不安だからという理由でPCR検査を受けられません。また、PCR検査につきましては診療所ではできませんので、診療所で診察を行って、症状がある方につきましては中濃PCRセンターに予約を取って検査を受けていただくことになります。

御質問の症状のない妊婦さんのPCR検査につきましては、国が行う全額補助の無症状妊婦の希望による新型コロナウイルス感染症のPCR検査という制度のことと推測いたします。この制度は、おおむね36週以降出産までの時期に、無症状の妊婦の方から希望によりPCR検査を実施し、その費用を助成する制度でございます。

この事業の周知につきましては、分娩取扱医療機関が直接行うことになっておりますので、村では直接広報はしておりません。また、この助成制度につきましては都道府県単位となっておりますので、岐阜県に住所のある方は岐阜県で助成を受けられますし、愛知県に住所のある方は愛知県で助成を受けるということになります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

妊婦の方は、自分の子供が無事に出産できるかということに対しても大きな不安を持ってみえることと思いますし、また新型コロナウイルスが胎児に対しての影響とか、そういったことも考えては見えると思います。ちょっと調べましたら、胎児に対する影響というものは非常に少ないということで一つの救いではなかろうかと思いますが、そういったことも妊婦の方等に周知のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

1年間で一番楽しいはずの年末年始が、今年は雲行きが怪しく、みんなが心底笑って過ごせる様相ではないと思われます。村に住む者は一人一人が十分な注意を払いながら、帰省者を温かく迎え、感染することのないことを願います。

また、医療に従事される方々は、大変な仕事であり誠に御苦労さまですが、最大の注意を払いながら自身も感染することがないように、村の方々のために頑張っていただきたいと思います。

これで私の質問を終了させていただきます。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

広域災害時の避難所の対応について、お伺いいたします。

岐阜県では、平成30年7月の豪雨の検証を踏まえ、県内の災害時応急対策用資材機器備蓄拠点か

ら資材の運搬に1時間を要する地域を、補完とすることを目的に、使用頻度の高い資機材を備蓄するためのサテライト拠点を県内7か所に整備、運用開始されており、当村神土大口地区にも建設中であり、市町村をまたぐ広域的な整備運用が開始されることにより安全・安心につながるとても重要な施設だと思います。

今回、この施設運用に関連し、広域災害時の避難所の対応について伺います。

災害は地域限定で発生することは少なく、他市町を含む道路災害があると思われます。このような場合、村内施設の避難所に行けない、使えなくて隣接市町の避難所に行く、または隣接市町からの避難者の受入れ、これはどのようなことになるのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

安保泰男議員の質問にお答えさせていただきます。

災害発生時の避難所の相互利用についての質問だと思います。

議員御指摘のように、大規模災害が発生して道路が寸断され村内の避難所には行けないが隣の白川町や加子母に行ける場合には、村民が白川町や加子母の避難所に避難することも考えられますし、その逆に白川町や加子母の方を村内の避難所に受け入れることも十分考えられます。

加茂郡につきましては、みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定が結ばれておりまして、その中に避難所施設の相互利用が位置づけられております。また、可茂地域における災害時相互応援に関する協定により、可児市まで加えた協定も結んでおります。また、中津川市につきましては、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき避難者の一時収容のための施設の提供及びあっせんが位置づけられております。これらによりましてお互いに助け合う関係が整えられている状況でございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の避難所の使用に関しての報告の中で、実際に避難所を使用した場合に当村としての負担金、あるいは負担金を徴収する場合はあるでしょうか。この発生するのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

お答えいたします。

現在結ばれている協定では、応援に要する経費の負担につきましては、法令その他別に定めるところがない場合を除きまして、応援を依頼した自治体の負担とするとなっております。

このことから、白川町や中津川市に避難所の利用をお願いした場合には、村は経費負担をする必要があります。これは緊急対応時の場合も同様で、応援要請がなされず、またはできないとき、本当に緊急に村民の方が避難された場合、村から直接お願いはしていない場合でも、その受け入れた経費を立て替えて支弁した場合は村は経費負担をする必要があるとなっております。逆に、ほかの市町村の方を受け入れれば村は費用を頂くというような形になると思います。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

はい、分かりました。

先ほどの答弁の中にも、隣接市町との災害時の業務提携が行われている。加茂郡に関してはあるというふうにお伺いしましたですけれども、中津川市のほう、あるいは隣接の下呂になるかもしれませんけれども、そういう場合の協定ですね。災害時の具体的な協定は期間を区切ってやるのか、毎年更新していくのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

お答えします。

先ほど申し上げましたように、加茂郡につきましてはみのかも定住関係で行っておりますし、中津川市さんにつきましては岐阜県及び市町村災害時相互応援協定が該当すると思っております。この協定につきましては、期限は特に定められておりませんので、1 回協定を締結したままずっと毎年毎年更新しておるような状況でございます。特別、お互いに何らかの特別なことがなければ毎年更新という形で継続しておるような状況でございます。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

村は森林組合や中部電力パワーグリッド株式会社との災害時の提携が取り交わされておりますけれども、ほかの事業者との取組があるのか、今後そのような計画があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

お答えします。

災害時の業務提携などにつきましては、先ほどの3つの協定と、議員から御指摘がありました災

害協定のほかに18の協定や覚書を交わしております。

東白川郵便局につきましては、村内の郵便局が所有または管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所への提供、それから避難先及び避難状況等の情報の相互提供などについて覚書を交わしております。

岐阜県石油商業組合加茂支部とは、石油類の燃料の優先供給及び運搬についての協定、それから社団法人岐阜県L Pガス協会可茂支部とはL Pガスの優先供給及び運搬についての協定をそれぞれ交わしております。

東白川村商工会土木建築部会とは、その構成員によります建設防災支援隊を組織して建設機械、資材、労力等を確保して応急措置を行う協定を交わしております。

可茂地区電気工事協議会とは、村の応援対策を実施する場合に作業車両、資材、労力等を確保して応急措置を行う協定を結んでおります。

財団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、公共施設の被害調査や被災の応急対応及び災害復旧のための筆界の情報提供、調査及び筆界の復元などについて協定を結んでおります。

めぐみの農協とは、調達可能な食料、生活必需品、必要な資機材、人的支援及び燃料の供給について協定を結んでおります。

一般社団法人加茂歯科医師会とは、歯科医療救護計画の特定及び計画に基づきます歯科医療救護班の派遣についての協定を結んでおります。

また、村内の郵便局につきましては、災害救助法適用時の災害特別事務取扱及び援護対策、具体的に申し上げますと、被災地の被災者に対する郵便物の無償配布、被災者が差し出す郵便物及び被災地宛ての郵便物の料金の免除などがございます。それと、配達時の道路損傷等の情報提供、ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命の非常取扱いなどについて協定を結んでおります。

有限会社マツオカとは、災害時における応急物資、生活物資の供給について協定を結び、営業に支障がない範囲で物資の提供を受けられることになっております。

長野県信濃町とは、災害時に食料、飲料水、生活必需品、医療資材、防疫資材、車両、職員派遣などについて相互協定を結んでおります。

中部電力とは、五加運動場、中川原水辺公園につきましては、電力設備の復旧のための基地として無償で使えるような協定を結んでおります。

岐阜県瓦葺組合加茂可児支部とは、災害時における応急対応活動に関する協定を結んで、被災住宅の屋根瓦の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について協力を要請できることになっております。

株式会社ダイワテックとは、災害時における資機材のレンタルに関する協定を結びまして、緊急に要する場合の資機材の提供について、優先的に提供してもらうことになっております。

国土交通省中部地方整備局とは、災害時に情報交換に関する協定を結んでおりまして、現地情報連絡員の派遣について取決めを行っております。

西日本電信電話会社岐阜支店とは、特殊公衆電話の設置について覚書を交わしておりまして、7

か所の指定避難所に無料で使える発信専用の公衆電話の設置を行っております。

このほかに、消防団関係では可児市を加えた可茂地区市町村消防団消防相互応援協定、岐阜県広域消防相互応援協定を締結し、火災、事故等における応援出動、大規模災害における応援について取決めを行っております。

これが現在、村が提携しておる災害時の提携等でございます。また、今後こういうお話があれば提携を進めてまいりたいと思いますけど、今現在提携を進めているような事業はございません。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

今お伺いして安心しているわけなんですけれども、災害はあつてはならないことなんですけど、災害はいつ起こるか、どのようになるのか不明な点が多く、今後とも安全・安心対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、管理者不在の空き地・空き家、太陽光発電システムの対応についてお伺いをしたいと思います。

美しい村の地区環境整備事業が官民ともに取り組んでおりますが、それでもまだ手が入れられない空き地・空き家、太陽光発電システムがあります。景観が悪だけでなく、豪雨災害や害獣侵入に対する対応も心配されてきております。

ここで質問ですが、管理者不明、不在の物件、また村外者の所有物件というのはどのくらいあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答えいたします。

まず空き地につきましては、空き地として登録しているような土地はないので、どれだけ空き地があるのか、管理者がどうなっているかというのは把握できておりません。10月31日現在で、山林、農地、雑種地、宅地といった地目に関係なく村外の土地所有者につきましては、個人が505人、法人では30社でございます。

次に、空き家でございますが、以前空き家等に関するアンケートを実施しましたのでその内容からでございますが、調査対象が141棟、そのうち空き家として調査したものが92棟でございます。内訳につきましては、管理者不明が4件、これは調査可能な物件でございます。管理者不在は4棟、こちらは相続放棄などの物件でございます。そして、その中で村外者所有物件というのは63棟と把握しております。空き家等の件数が若干少ないように思われますが、時々帰ってきて掃除するというような方につきましては空き家から除外しておりますので御了解いただきたいと思います。

次に、太陽光発電設備でございますが、村内の個人の方で8名、法人の方で3社の方が設置しておられます。村外者につきましては、個人設置が6名、法人設置が15社となっております。こちらにつきましては全部所有者も把握できておりますし、土地の所有者も把握できております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

現実的に、太陽光発電システムにおいて今6名及び15社の所有者があるということでしたけれども、実際に村外所有者の物件での豪雨災害のときの風水での隣地や公道への土砂流出、あるいは草木のはみ出し、害獣侵入措置など、こういう場合に注意勧告や改修工事要請ができるのか、何らかの所有者への規制があるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

お答えします。

太陽光発電設備につきましては、出力によって手続が変わっております。出力が50キロワット以上の場合は国への届出や電気主任技術者の選任等が必要がありますが、出力50キロワット以下では届出の義務は不要となります。村内に設置されているものは後者と思っております。

太陽光発電設備につきましては、日当たりのよい場所が適していることから農地に設置する場合があります。この場合は、農地を転用することから農地法による転用許可が必要となり、農業委員会にかけて転用する手続を取ります。事前協議を行い、申請書が出ると農業委員会が現地を確認し、農地転用の妥当性について県に対して許可を進達し、県も現地調査をした上で転用の許可が出ることから設置前の規制はある程度できると思っております。

次に、転用後の元農地や山林、雑種地等に太陽光発電を設置した場合につきましては、村の自然環境保全条例に村内で事業を行う個人、企業、団体等の事業者の責務として、自然環境を損なうことのないよう自然の改変を最小限にとどめるとともに、景観の保全、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境を保全するために必要な措置を講ずることが規定されております。

また、自然地内における行為として、建築物その他工作物を新築し、改築し、または増築することとし、村長に届け出ることを規定しております。この中に太陽光発電を含めております。この届出が出た時点で、必要である場合には指導・助言ができることになっております。

また、設置された後の設備に対しましては、自然環境保全のために必要であると認めた場合は、必要な助言や勧告ができることとされております。

また、この条例の下に太陽光発電施設設置規則を定めておりまして、この中で地形変更を伴う太陽光発電施設の設置の場合と設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上につきまして

は、生活環境に影響を及ぼすおそれのある範囲内の地元自治会等に対し、あらかじめ計画の内容、工事の施工方法等を周知し調整を図ること、この中で設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、または地元自治会等と紛争が生じたときには事業者の自己責任においてこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講ずるものと規定されております。

これらのことから、今安保議員から御質問いただきました豪雨風水害での隣地への土砂流出、草木のはみ出し、害獣侵入の措置等につきましては、その程度にもよりますが、まずは設置事業者が自己の責任において解決する事案と判断されます。事業者が設置届を提出する場合には、添付書類に地元自治会長の承諾書なども添付されておりますので、地元の自治会の方と面識がありますので設置者の情報提供はできるものと考えております。

ただし、自然環境保全に影響があるような、例えば大規模な土砂流出や、除草剤を使って大規模な農作物被害や健康被害があった場合などにつきましては、村からの助言や勧告も可能だと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁の中で、自治会との了解の下で行われるということですが、実際に災害あるいはいろんな悪条件が出た場合に申出をするのは、これは自治会からするのか、その隣地の個人がやっていくのか、そこら辺の経緯の提出の仕方、あるいは規制の方向についてのやり方を一つお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

今回の関係では、業者さんと自治会の方とが、自治会長さんが承諾書を出されているということです。ですので、まずは自治会長さんのほうからその業者の方に話ししていただいて双方で解決いただくのがまずかと思います。それ以上の大きなことにつきましては、村が入らせていただくような形になるかと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

はい、分かりました。

困っているのは地域の住民であり、村のイメージダウンにもなりますので、措置、対策を、早急に対応をお願いしまして、今後も元気な村として継続することを望みまして今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時10分間の休憩とします。会議を11時から再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

集会施設への補助について。

コロナ禍の今、各自治会等にある集会施設の利用が激減しています。その結果、収入になる利用料も減っています。しかし、利用の有無に関わらず固定費は一定必要であり、それぞれの自治会が負担する施設管理費はさほど減少していません。すなわち利用されていないにもかかわらず、施設の維持管理費だけが住民に負担としてのしかかっているわけです。

そこで、住民の負担を軽減するために、村で集会施設へ維持管理費の補助を御検討いただけないかと考え質問させていただきます。

今回のコロナ禍では、村内の世帯にも経済的な影響が出ているものと思われます。経済対策のために、国、県、村はそれを補助する施策を行っています。収入を補う施策であったり、支出を抑える施策であったり、その方法は様々です。

そんな中、集会施設への補助をしていただくと間接的に自治会費などの負担が減り、村内の各世帯、特に独居もしくは高齢世帯での経済的負担が減るものと期待されます。先日の行政からの説明では、集会施設についての方向性が打ち出されました。人口減少を鑑みたとき、それぞれの自治体にある集会施設の運営を地域から村へ移すことが今後必要になるであろうとのことでした。コロナ禍の施設の利用が減ってしまった今、村民への経済的打撃が起きている今こそその見直すチャンスではないかと思います。ぜひ御検討をいただきたく、集会施設へ補助の可能性、もしくは集会施設の今後について、村のお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

桂川一喜議員の質問にお答えいたします。

まずコロナ禍にありまして集会施設の利用料が減っていることにつきましてでございますが、最初に御指摘いただきましたように各種の集会、教室などは、それらも含めてあらゆる利用の機会が制限を受けた1年でございました。

村では、11月に配付しましたつちのこ商品券の配付を、簡易書留をやめて自治会配付に切り替えまして、1個500円で総額40万2,000円の委託料を支払わせていただきました。このお金は自治会の会計でコロナ由来の収入減に充てていただくことを目的としたものでございます。こうした状況は今後も続くと思われますので、場合によっては直接的な補助も必要になるのではないかとはいっていますが、現在は状況を静観しております。

人口問題研究所が出しております将来予測によれば、東白川村は2045年に総人口1,089人まで減少するとされています。現在の19の集落の集会施設を1,089人で維持していくことはなかなか現実的ではない数字だと思っております。その意味で、以前お話しさせていただきましたとおり、運営の主体を自治体に移し合理化を進める必要があるとも考えております。

現在の地域の集会施設につきましては、大きく3つの成り立ちがあります。1つ目は自治会独自で集会施設を建設されたケース、2つ目は一定の負担金を納めていただき地域と協働で集会施設を建設したケース、3つ目は村が建設の全てを行い地域が管理を行っているケースでございます。このため、地域によっては集会施設の維持管理についても温度差がありますし、考え方も異なっているようにございます。

これから数年をかけまして、集会施設について、また地域に役職が多いということが負担になっていることの問題も含めまして対話を重ねていく必要があると思っております。

今後、公助の在り方は大きく変化すると言われております。特に、災害に対する公助の期待が膨らむ中であって、公助としての機能の高い自治会をどのように形成していくかを皆様の御意見を伺いながら今後も理解を深めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明の中で、自治会そのものの考え方というところの中の公助という話はありませんでしたが、自治体そのものの運営については現在でも特に自治体は何らかの問題を、運営としての問題であったり村との関わり合いの中で問題があるとはまだ考えておりません。ましてや、村が地域を基盤としながら村をつくっていききたいというお考えについても、何ら不満ありません。

ただ、今回の質問はそれとは別の経済的負担がのしかかっているという話と、先ほど課長の説明にありました現時点におきましても成り立ちの違いであったり、それぞれの自治会の人数であったり、それから集会施設の使い方におかれましても自治体ごとで差がありまして、それが温度差という言葉を使われましたが、もっと端的な言葉を使いますと住民1人当たりの不公平がまだ発生している状態になっております。自治体においての不公平もまずあります。要は、ある自治体は集会施設を持っている、使いやすいところに持っている。持っていないところは使用頻度は違っている。それから、目的によっては、本来の集会におきましては自治体の集会施設ではなくて村の施設を使っているから直接自治体の集会施設は必要ないんだという地区もあれば、近いところに村の施設が

ないから、あくまでもその集会施設を基盤に全てのことをやっている地域もあります。その温度差も含め、それだけではないです。

今回のコロナ禍において際立ってきたのは、住民一人一人の集会施設に対する依存度の違いです。もう1年以上集会施設に足を踏み入れていないという住民もあれば、特定の役職に就かれているがために月に一度と言わず集会施設に足を踏み入れている住民も見える。本来、そこにあっても不公平感がないべきであろうと思われます。公共施設である以上は、それが今の方式ですと、全ての世帯が大体同じような成り立ちであった頃に集会施設が考えられておりましたので、1つの集会施設は全ての世帯が大体均等に使っているからこそ自治会費であったり区費であったりするものを基盤として自治会を成り立たせているという状況が続いておりました。

ただ、世帯の人口比率が変わってきたり、それから集会施設の使用目的が近年変わってきたことによって、使う人と使わない人、それから受益のある人と受益のない人の差が著しくなってきているということが最近の風潮でもあり、今回、コロナ禍でより明確になった部分ではないかと思います。

そこで、再度村のほうに質問させていただきます。

公平感というものを非常に大切にしている行政において、この集会施設と個人、もしくは世帯における利用度の差というのをぜひ解消していただくために、固定費を全て村で持っていただき、そして利用する人が利用する都度ある程度のお金を払う、これが自治会という団体が利用する場合においても自治会が村に対して、会議を開きたいから幾ら払うと、そういう方式に変えていただきますと利用頻度の大小に関わらず公平感が出てくるのではないかと、こういうことを考えまして、あえてこの提案についての村のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私のほうから、村の考え方ということですのでお答えをさせていただきます。

いわゆる集会施設の課題、これは議員が御指摘のように人口減少、10月の国勢調査の数字が2,017人というふうに出ました。1年間で約50人ずつ、5年間で約250人ぐらい減っているという数字で、恐らく人口推計の資料を大体踏襲してきている。先ほど総務課長が答弁したとおりの将来がある。これを何とかしたいというのはお互いの思いでございまして、少しでもその減少を、スピードを緩める、あるいは1,800人ぐらいで5年間はとどめたい、こういった思いでいろんな施策を打っていつているのは御案内のとおりだと思います。

今、提案をいただいた公平感のお話ですけど、確かにそれぞれの施設によって目的を持って建設の要望があつて村が建設したり地域で建設されたという状況がある中で、これからの人口形態に合った、あるいは人口構成に合った、あるいは産業構造に合った、もっといいますとウイズコロナ、コロナの時代でどういふことがあるべき姿なのか、このことについて真剣に議論をしなきゃいけないという認識は共通の思いを持っておると思っております。

議員が提案された基本的な部分だけ村が持てば、後は利用頻度によってそれぞれが負担するので公平ではないか。確かに、御意見として承っておきたいと思いますし、このことにすぐに着手をするのではなくて、私もは前回御説明したとおり、これからの村づくりの基本的なことをもう一度、3,000人から2,000人に移る時代での考え方と、2,000人から2,000人を切って、先ほどの数字ですとすごい数字なんですけど、例えば1,800人、1,500人、こういうときでの集落の在り方、それからそれに付随して地域の施設の在り方、あるいはいろんな自治機能を果たしておっていただける団体の役回りの在り方、こういったことも含めて、ちょうど2,017人という数字が出た。これを契機に、ターニングポイントとしてしっかりと考えていく時期だというふうに考えております。

このことは令和3年度の予算編成についても、そのことを反映した予算にしていきたいという考えで指示をしておるところでございます。

公平感、不公平感の議論は、これはちょっと個人それぞれで考えが違うところもございますので、簡単に公平か不公平かと言い切れないところはあろうかなと思いますが、それぞれの生活が厳しくなっているということは当然理解をしております。

ちょっと古い資料でございますけど、集会施設の維持に村中で一体幾らかかっているのかというと、約300万円ぐらいかかっていると、そういう調査はしております。このうち、村はおよそ130万ほど負担している形になろうかなというデータも出ておるんですけども、そのほかの部分について、これからあるべき姿を探すということなんです。

実は公共施設の適正な管理ということも命題として上がっておりまして、今検討しておりまして、さっきも言いましたように3,000人以上あった時代の施設をどうやってこれから維持していく、あるいは統合していく、縮小していく、用途を変える、こういったことの議論は真剣に行っていかなければいけない時期ですので、第6次の総合計画立案の年にもなってまいりますので、このことを踏まえて集落の在り方、自治の在り方、いろいろな面で皆さん方と意見を交わし、また直接村民の皆さん方の御意見を伺いながら、このことも皆さん方の生活が成り立つようにやるべきことが村の責務と考えておりますので、知恵を出し合っていきたいと、こういうふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

将来にわたって考えなきゃいけないという気持ちについては、本当によく理解できました。

今回の趣旨の中に、今だからこそやってほしいという希望は上げておきましたが、確かに不公平感については今の時点で客観的な数字としてそれを示しているわけではありませんで、今後しっかり検討していただきたいと思います。

CATVの使用料等が、かつて一般の住宅と同じように徴収されていたものを、集会施設に限りましては災害時のためということでぐっと落とされた経緯があります。この理由の一つに、特別会

計というか支出先が村である、要は村がただ単に収入として地域から取っているという金額だったので、この場合、それを実行したところで村はどこか余分に、代わりになってお金を払うというわけではなく、当然収入が減っただけで済んだと思います。

実は水道料というものをぜひ見直してほしいなあと思うことがありまして、水道料は皆さんも御存じのように集会施設が払っております。結構な金額になってはおりますけれども、これを受け取る先は、実は特別会計というものの村そのものだと思います。これについては、確かに予算のお金の動きだけを見ると、一旦支出がなくなると収入が減ることにはなりますが、村外へ支払わなければいけない金額とリンクしているわけではありませんので、ぜひとも早急にできるものの一つとして水道料をせめてゼロ円、要は村がそのまま公共施設に対する水道料については村が持つよと言っただけないかということを質問したいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

先ほどもお示しをした調査の平成29年度の数字、この水道料が村の全施設で48万7,000円というデータが出ております。それほど大きな金額ではない。今、議員の提案を受け入れればこの分が水道会計から減るという形になるということですが、これにつきましても今ここで即答は控えさせていただきます。提案として受け止めさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

即答はしていただけないということを承知で、もうあと2点ばかり。

もう1個、さっき公平感、不公平感の中で各集会施設と、それから各自治会、それから区において一番大きな負担になっているのが実は浄化槽の運営管理の部分になります。特に、自治会レベルでいいますと浄化槽を設置している集会施設を持っているところと持っていないところでは、年間にわたりましては最低でも6万ぐらいから10万近しまで跳ね上がるぐらいのものを払うか払わないかの大きな差になっております。この差は先ほど言った公平不公平感を調べるまでもなく、浄化槽をいかに抱え込んでいるかの差というのは確実に住民1人当たりの差になっております。

場合によっては、1人の人が自分の家にある浄化槽、それから自治会にある浄化槽、それから区にある浄化槽、その3つを同時に負担していることになるんです。それぞれ当然分母が変わってきますので負担率は変わりますが、逆に言うと1件の家に浄化槽があって、自宅の浄化槽の分しか負担していないという家庭は本当にそれだけの負担になっております。この浄化槽を1件の人、1人の人が幾つの浄化槽を管理しているかという観点におきまして、明らかにこの村にとっては不公平感が出ているものと思われます。

これはさっき言ったように即答はしていただかなくて結構ですので、浄化槽について本当に不公平感が出る最大の理由の一つになっておるかと思いますので、この件についてぜひ今後調べるとともに、これを是正していく方向を打ち出していきたいと思います。お考えだけお答え願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

浄化槽については、この時点では42万円ほどが費用として上がっております。村が管理しております鮎ヶ瀬会館も入っておりますので、それぞれ地域の金額は大体5万円ぐらいまでかなというところであります。

今、即答は避けるというお話を先ほどしたとおりですが、これもやっぱり議論をしていただかないと、浄化槽は一方では環境保全といいますか、きれいな水を流していくためにもぜひとも必要ということでやっておりますし、各御家庭においてもそれを進めて浄化槽を設置していただくよう補助制度も持っておるわけでございます。

今度は設置された環境をどう誰が使うかということの公平か不公平かという議論は、これはまた個人の感覚が分かれるところではないのかなと私は思っております。たまたま浄化槽、あるいは水道の料金を例に挙げられましたけれども、これはやっぱり総論として地域がどうやってその施設を管理運営していけるかどうか、このことの議論の中で全て話し合うべきことだと思っておりますので、これについても提案として受け止めさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

1点、気になることがありまして、村民の方それぞれが村のために努力してみえるということは村長もよく御存じだと思います。それを地域を通じてやっぱり協力してほしいというお気持ちも分からないではないですが、住民はさっき言った環境についても個人の家庭にある浄化槽を設置することによって公共の福祉に既に協力はしているものと思われますので、できれば個人が持っている余力を残すためにも、それ以外の部分の負担を取っていただきたい。

同じ考えで、先ほど村長が述べました地域の力をぜひとも村のために生かしてほしいというお気持ちは本当に分かります。逆に言えば、だからこそ地域が負担している経済的負担というのは、その足かせになっていないだろうかと思います。逆に、経済的負担をしっかりと村が持つことによって地域が持っている経済力をそのまま地域づくりであるとか人づくりであるとか、そういう方向にダイレクトに向かっていくべき姿が村長のおっしゃる地域をはっきり活力あるものとして村の村づくりに生かしてほしいということに直結するのではないかとあって、最後にこの質問に対する村長のお考えをいただければと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

いろいろな補助制度を村は用意しておりますことは、御承知をいただいております。どこかで助ければ、その余力が村のためになるよという議論をおっしゃいました。

子育て支援のことを考えると、例えば保育料を無料にしたときにどう皆さんにお願いしたかということを考えていただきたいと思います。保育料が無料になったんでほかの生活に回すということも、それは家庭の中では当然あってしかるべきであるんですけど、できればその子供さんのために貯金をして、将来の学資の貯金を殖やしていただけると本当に子育て支援になるよというお願いをしたことがございます。これは一つの例でございますけれども、同じように村がいろいろな形でそれぞれの村民の皆さん方を支援していく、これは大事なことです。直接個人に、あるいは団体に通じて、あるいは地域を通じてやっていくことはしっかりとやっていかなきゃいけないなと。特に、先ほど言いましたような人口減少社会の中でその負担が増えてきているから、議員もこういう御質問をされておるといふふうに理解しております。

重ねた答弁になりますけど、これは本当に大変な重要な課題をこれから東白川村は抱えて運営をしていかなきゃいけない時代になってまいります。

新聞報道によりますと、イギリスの調査機関の話ですが、日本がコロナを完全に終息させるのは2022年の4月であろうというような報道がありました。つまり、2021年はまだウイズコロナなわけです。もう1年続くかもしれない。

今、国のほうではワクチンを接種できる準備に入ったという報道がされておまして、間もなく市町村にも接種のためのクーポン券の配付の方法だとか、そういうことの仕事が流れてくるんじゃないのかなと思っていますが、まだまだ予断を許さない状況ですので、コロナ禍であるからこそという質問の中にあつたとおりで、今我々は今までの生活を見直して、これからしっかりと東白川村として持続、継続していくために、あるいはよく言われる都市と農村との共存共栄のためにも、しっかりとした施策を打っていく必要があると考えて、今日御提案いただいたいろんなことを考えながら、また一緒に村づくりに励んでいきたいと、このように考えます。以上で答弁を終わります。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

子育て支援の話もされながら、村が住民に対して補助をすることは決して一方通行のボールを投げて終わりではなくて、必ず住民からもボールを投げ返してもらう。もしくは次の世代、大事な次の世代へ向かって、そのボールを引き継いでいってもらえるという力強い村長からの言葉をいただきました。

いろいろなこういう補助をいただきたいという気持ちもまさにそのとおりで、ただ単に助けてほしいのではなくて、いただいた補助を、そして地域のため、それから村のために必ず生かすであろう村民性というのが、住民が持っているであろう。この信用をしていただきたいがために提案しているような質問ですので、今後とも、先ほど村長がおっしゃったように住民共々議会も、議員としても一緒になって盛り上げていけるような活動を目指していきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上にて、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定の締結について。美濃加茂市と平成23年12月22日付で締結した定住自立圏の形成に関する協定について、別添のとおり全部を変更する協定を締結したいので、東白川村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年12月11日提出、東白川村長。

別添で、今回議決をお願いします協定書がありますけれども、先般の全協の折に御依頼のあった比較表を作っておりますので、説明資料のほうを御覧いただきたいと思います。

説明させていただきます。

全体の改正要綱としましては、取組内容を大きくして特定の事業を位置づけるよりも社会の変化に対応できるよう、柔軟な対応ができるようにすることと、重点項目である健康、未来のヒトづくり、交通交通、防災を盛り込む改正となっております。ただし、重点項目の一つであります外国人定住につきましては本村の協定には盛り込まれておりません。

資料1ページを御覧いただきたいと思います。

目的、趣旨、基本方針につきましては第3次共生ビジョンの5年間ににつきましては、50年後の将来像で目指すまちや社会をつくるために、圏域にとって今づくり始めなければならない足腰となる土台分野を重点的に取り組むということを言われておりますので、これに合わせた改正でございます。

第3条の連携する具体的事項及び役割分担では、重点事項を重視しながら、継続事業も意識した改正となっております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

生活機能の強化に関する分野でございます。まず医療につきましては、広域救急医療体制の充実とし、圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めることを位置づけて、旧協定の内容を継承しつつ簡略し幅広く対応できるように改正しております。

福祉分野につきましては、福祉・介護を大きく捉えながら総合的な情報提供を図り、子育てでは幼児療育教育支援の質の向上を位置づけて幅広く対応できるように改正されております。

4ページを御覧いただきたいと思います。

教育につきましては、旧協定の中の公共施設の共同利用の推進やスポーツ・文化団体等の交流の促進という部分を生涯学習の充実として位置づけることで、幅広く様々な事業を取り組める内容に整理されております。

5ページの健康分野につきましては、新協定の重点分野の1番目に位置づけられる項目で、旧の協定には詳しい記述はないわけですが、医療・福祉・教育の分野に関連ある事項があったものを総合して取り上げまして、さらに健康寿命の延伸に向けた取組の内容となっております。

6ページから7ページにかけての防災の分野は新規分野でございます。

圏域防災体制の充実という大きな課題を掲げまして、様々な事業に取り組めるようにしています。また、旧協定のほうを見ていただきますと、7ページの右側に産業振興の分野がありますけれども、こちらにつきましては都市圏とのつながりを事業展開した産業分野につきましては、新協定の重点項目から外れているため、今回は項目としてはなくなっておる状況でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。

環境の分野につきましては、内容を整理しまして柔軟な対応が取れるような改正となっております。

次の10ページにつきましては、男女共同参画という部分がありますが、こちらは旧協定ではヒトづくりに位置づけられている分野でしたが、合同研修や職員の資質向上等は旧協定の内容を引き継ぐ形で位置づけられております。

10ページの下、4行目からは結びつきやネットワークの強化の分野になります。

公共交通につきましては、圏域を便利に移動できる公共交通網の整理を位置づけて幅広い事業への対応ができるように内容を改正されております。

11ページにつきましては、デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備では、コミュニティFMを加えた広域連携を図ることで、域内の情報共有を図るような改正でございます。

12ページからは圏内マネジメント能力の強化の分野でございます。

旧協定では、人材育成・交流、外部からの行政及び民間人材の確保といった項目を、圏域内市町村の職員等の交流とヒトづくりに整理されて、取組内容を広げて様々な事業展開ができるような内容に改正されています。

14ページの第4条から15ページ第7条にかけては、変更がない内容になっています。

本協定につきましては、来年令和3年4月1日に締結する予定でございます。まず事前に議員の皆様にお諮りするものでございます。議決をお願いします協定の内容改正については以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

今回、定住自立圏の協定書の見直しということで、これ自体に不満があるわけではないんですが、ちょうどこの新旧対照表みたいなものをつけていただいたので、ちょうど7ページの辺りの、先ほど総務課長がおっしゃった産業振興の分については、今回この部分がまるっと省かれるような形ということでしたけれども、私は以前からこの定住自立圏ということについて、どちらかというと小さい市町村はここでいう美濃加茂市の利用とか、そういったものはあるわけなんですけれども、せっかく定住自立圏というものがございますので、できるだけ美濃加茂市さんにも何かの事業にはこういう小さい村のものを買っていただく、使っていただく、援助してもらわなければならないんですが、そういったものが本当の定住自立圏かなということを思っていました。

今回、この産業振興であるという部分が抜けたということですけど、文書的にはこういったことですが、今後も行政でこういった会議に行かれる場合、村長であったり総務課のほうで行かれるかと思うんですが、やはり美濃加茂市にも小さい一番東の東白川を考えていただく、こういったものが本当の定住自立圏かなということを思いますので、こういったことをちょっと今後、ここの抜けた経緯についてはちょっとさっきよく分からなかったんですが、産業の発展だとか、そういったものにこういったものがもう少し利用されるといいのかなということを考えますが、ちょっとこの抜けた理由のところをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

8月の全協のほうで資料をお配りして、新しい定住ビジョンのほうを説明させていただいたときに、今回5つの重点分野を美濃加茂市が出されたということで、その分野が先ほど申し上げた健康、未来のヒトづくり、公共交通、防災、外国人定住、この5つのものですよというようなことで、美

濃加茂市さんがこれに対して定住自立圏として東白川村とどう連携していくかということをお諮りになられて、今回の改正になったと思っております。

今回産業振興の分野を、落ちているわけでございますが、これが別に定住自立圏で位置づけなければならないという問題ではなくて、ほかの事業でも当然美濃加茂さんとはずっとお付き合いさせていただきますので、産業振興ですとか地域振興の分野からでも課長等々職員の交流もありますし、そういう中で今まで行ってきたような産業振興の分野について話しながらお互いに提携していければいい関係かなというふうに思っております。

この定住自立圏のこの中では落ちるけれども、これまで以上の提携を進めていければと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

本当にお願ひしたいと思ひます。

東白川の辺りは、やっぱり商店としては中津川市であつたり可児であつたり、下呂であつたり、いろんなところを使ひますけれども、何かで例えば東白川の木を使うということも美濃加茂市が施策として住宅施策とかやってくだされば、またこういったこともありますので、定住自立圏を組んでいるということは、やはりほかのところで、郡上で買うより東白川で買ってもらふであるとか、そういったことにつながっていくと思ひますので、今後、村長はじめ行政の皆さん、いろいろな面で交流があると思ひますので、そういった面も目を向けながら定住自立圏、進めていただきたいと思ひます。これについて何か村長から、いいですか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この協定案の提案に至るまで、何回かの首長会議、特に専門委員も入れての会議がございました。これは総務課長が説明したとおり、伊藤市長が今までの定住自立圏事業を一回スクラップして、しっかりと新しいこの5つの項目でやっていきたいということで、定住自立圏としてそういった部門が入っていないということだけであつて、特に東白川村でも講演をいただいた澁澤寿一先生、これは経済のことを盛んにおっしゃっていただいて、今おっしゃったように東白川の物を美濃加茂市民が買う、こういったことがいわゆる定住自立を支えていこうという一つのつながりになるんだからという提言をいただいてあります。市長もそれを聞いてありますので、売るばっかり買うばっかりではなくて、今までの事業の反省として、いろいろ名古屋圏から一緒になつてお客さんを入れようとしても効果が出なかつた。事業費ほどの効果がでなかつた。そういったことの反省があつて、今回はそういったことじゃなくて、この提案されている事業に特化して定住自立圏協定事業としてはやっていくということだけであつて、経済圏は一緒でございますので、これからも教育であつたり、

あるいは交通であったり、そういった産業振興であったり、もちろん防災、一緒になってやっていくという姿勢は我々は堅持していくということの意思統一はできておると私は考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

今回10年ぶりに大きく改定されたこの協定書ではありますけれども、この協定書をベースに村のいろんな事業であるとか施策の中で、今回のこの改定によって、今の時点で分かっている範囲で結構ですけれども、変えなきゃいけないような施策であったり、もしくは予算関係であったりということが現時点である程度把握されているものなのか。協定書が変わっていても、特段直接的には影響がないものか、その御返答をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

8 月にお配りした資料の中で、村が取り組む事業については掲載されておるんですけれども、若干前回から変わるののは、先ほど言われた産業振興の部門でふるさと企画が受けておった名古屋市からの人を呼んでいろんな事業をやるとか、そういう事業は今回からはなくなるということになりますけれども、その代わり防災関係で広域連携の話が出ておりますし、村として参加するものについては、健康の部門で健康データの調査分析事業というのをやりますし、24時間電話の窓口相談事業、それからかもけんウオーキング事業というような事業も美濃加茂市さんとやるような状況です。これはウオーキングの相互でやるような状況でございます。それと、あとは里山まちづくり事業とか、圏域の公共交通網の整備事業ということで、これは全部の市町村が入っておるような事業でございます。それと地域防災力強化事業というような事業が新しく加わってくるような状況でございます。

費用的に申し上げますと、全然費用が発生しないものもありますけれども、例えばかもけんウオーキング事業ですと令和3年度は全体で10万円ぐらいの予算で、令和4年度から実際に事業を進めていくというような状況で、美濃加茂市と東白川村で70万ぐらいずつ支出し合って事業を進めていくような内容になっております。

詳しいことにつきましては、こちらの資料をまた見ていただければ分かると思いますが、そんなような格好で大体の費用につきましては現在、美濃加茂市から提案されているような状況でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第61号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第61号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年12月11日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。右側が現在のもので、左が改正後になっております。

第1条の中の第3号を第4号とし、第2号の次に第3号「副村長」を加えます。

次の2ページを御覧ください。上が新しい表で、下が現在のものがございます。

別表の中で、固定資産評価員の表の次に、区分で副村長、給料月額で50万7,000円を加える改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、施行期日、この条例は令和3年1月1日から適用する。

この件につきましては、12月2日に東白川村特別職報酬等審議会に諮問を行いまして、報酬額について賛成の答申をいただいておりますので御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第62号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

議案第62号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年12月11日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改め文になります。

改める部分につきましては、新旧対照表の3ページ以降になりますが、4ページのところに改正後の案、6ページのところに改正前と載っております。

改正の趣旨としましては、村単のデイサービスの個人負担につきまして、介護保険を利用したと

きの個人負担の金額と、村単のデイサービスを利用したときの金額に乖離が出てまいりましたので、合わせさせていただきたいということで減額の提案でございます。

4 ページの改正後のところで、右の利用料の額、1 回につき「500円」と、改正後「500円」にさせていただきたいというところです。

6 ページに行きまして、現行はどうなっているかということですが、利用料の額のところで、1 回につき、せせらぎ荘の居住部門利用者の個人負担は「800円」、居住部門利用者以外の者、一般の方は「1,300円」を現在頂くものとなっております。それについてを「500円」に下げさせていただきたいという提案でございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は公布の日から施行し、令和 2 年10月 1 日以後の利用に係る利用料金から適用する。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後からは1時から会議を再開いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第63号から議案第67号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第63号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から、日程第13、議案第67号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件を、関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第63号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,909万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,122万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。令和2年12月11日提出、東白川村長。

次ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただきまして、6ページの地方債補正を御覧ください。

第2表 地方債補正。

（追加）起債の目的、災害復旧事業。限度額、460万円。起債の方法、普通貸借。利率、償還の方法につきましては、ほかの起債と同じですので省略させていただきます。

8ページからの事項別明細書も省略させていただき、10ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

12款2項4目衛生費手数料、補正額は8万円の追加でございます。粗大ごみシール代でございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は20万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、特別定額給付金の事業費補助金で50万円の追加と、その事務費の補助金で70万3,000円の減額でございます。こちらは事業の確定によるものでございます。

3目民生費国庫補助金、補正額は16万2,000円の追加でございます。1節の住民福祉費補助金では、後期高齢システムのシステム改修分としまして1万9,000円の追加、3節の保健福祉費補助金では、障害者自立支援のシステム整備費補助金ということで14万3,000円の追加をお願いするものでございます。

4目衛生費国庫補助金59万7,000円の減額でございます。浄化槽設置の補助金でございます。

6目農林水産業費国庫補助金1,991万8,000円の追加でございます。高収益作物次期作支援交付金でございます。こちらは新規事業でございますので、内容は後ほど説明させていただきます。

10目教育費国庫補助金100万円の追加でございます。新型コロナに対応する学校保健特別対策事

業費補助金でございます。

14款 1 項 5 目県移譲事務交付金、補正額は5万4,000円の減額でございます。生活安全立入検査等移譲事務交付金4,000円から、次のページの自立支援医療の支給認定申請等移譲事務交付金1,000円の減額までにつきまして、いずれも額の確定によります増減でございます。

2 項 2 目総務費県補助金、補正額は47万3,000円の追加でございます。自主運行バスの運行費補助金でございます。事業費の確定によるものでございます。

4 目衛生費県補助金、補正額は19万円の減額でございます。浄化槽設置補助金でございます。

6 目農林水産業費県補助金82万円の減額でございます。1 節の農業費補助金では、農地利用最適化交付金を1,000円の減額、2 節の林業費補助金では森林病虫害等防除補助事業補助金に9万7,000円の減額、自伐林家型地域森林整備事業補助金が9万9,000円の減額、水源林公有化支援事業補助金については122万1,000円の減額でございます。これはいずれも事業費の確定によるものでございます。里山整備事業補助金59万8,000円の追加につきましては、9 月補正でありました尾城山の休憩施設に対する県の補助金でございます。

10 目教育費県補助金10万2,000円の減額でございます。清流の国ぎふふるさと魅力体験事業の減額ということで、こちらは中学2年生の体験事業を中止したために減額でございます。

次のページをお願いします。

15款 2 項 2 目不動産売払収入、補正額は136万6,000円の追加でございます。土地の売払い収入ということで、大明神の菱田さんのほうに6万6,700円で赤線部分を払い下げたものと、中ノ谷の砂防事業につきまして、県のほうに129万9,428円で山林等を売るものでございます。

16款 1 項 2 目指定寄附金、補正額は542万2,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金ということで8月から10月に頂いた分と、クラウドファンディングでつちのこフェスタに対して寄附金を募ったもので、返還した残りをそのままふるさと思いやり基金のほうに寄附してもいいという方につきまして11万3,000円分を今回予算計上させていただくものでございます。

17款 1 項18目森林環境譲与税基金繰入金、補正額は11万円の減額でございます。事業費の確定に伴うものでございます。

18款 1 項 1 目繰越金、補正額は1,267万9,000円の減額でございます。前年度繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

19款 4 項 4 目雑入、補正額は83万円の追加でございます。鉄骨売払収入につきましては、高橋の転落防止柵の処分費でございます1,000円の追加でございます。障害者自立支援給付費の国庫負担金の過年度精算金が54万3,000円、同じく県の負担金の精算金27万6,000円が返金されます。それと、鳥獣捕獲員の証明手数料1万円を予算計上するものでございます。

20款 1 項 6 目農林水産業債、補正額は280万円でございます。農業用施設災害復旧事業につきまして140万円、農地災害復旧事業について60万円、林道災害復旧事業につきまして80万円でございます。

8 目土木債につきましては180万円の追加でございます。道路災害復旧事業で60万円、河川災害

復旧事業で120万円を予算計上するものでございます。

歳入は以上でございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額は6万5,000円の追加でございます。職員の共済組合の負担金でございます。こちらにつきましては負担率が変わったということで、これから出てきますので御了解いただきたいと思えます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額は760万6,000円の追加でございます。総務一般管理費は729万1,000円の追加でございます。給料で36万2,000円、職員手当等で45万7,000円の減額、共済費で196万4,000円の追加でございます。給料につきましては特別職の分を含んでおります。今回、共済費のほうが多岐にわたるわけですが、臨時職員等の社会保険料で標準報酬額等が変わったことによりますことと、仮算定から本算定に変わったことによりましてその差額が発生し、このような補正になっております。積立金につきましては542万2,000円で、御寄附頂いたものをそのまま基金のほうに積み立てるものでございます。

総務管理費各種負担金17万6,000円につきましては、負担金で白川・東白川地域公共交通活性化協議会の負担金28万円の減額につきましては事業費の確定によるものでございます。補助金で自主運行バス運行補助金45万6,000円につきましても、こちら事業費の確定によるものでございます。こちらにつきましては、県の自主運行バスの運行補助金47万3,000円を財源充当させていただいております。

続きまして、5 目財産管理費 9 万9,000円の追加でございます。後期高齢システムの改修委託料でございます。こちら国からのシステム改修費 1 万9,000円を財源充当しております。

10 目地域情報化事業費につきましては94万8,000円の追加でございます。CATV機器管理運営費ということで、事業用の消耗品ではDONU10台分の費用でございます。工事請負費で、電柱移設費につきましては66万4,000円で、親田の畑薙橋の移転工事で50万円、柏本地内の移転工事で16万4,000円の事業費でございます。

13 目新型コロナウイルス感染症対策事業500万1,000円の追加でございます。新型コロナ特別給付金事業につきましては23万円の減額でございます。こちらは事業完了に伴う減額でございます。報酬で5万4,000円の減、需用費で2万1,000円の減、役務費で3万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

使用料及び賃借料で2万円の減、補助金の特別定額給付金10万円の減につきましては1人分の減でございます。こちらにつきましても国庫補助金のほうを20万3,000円減額させていただいております。

【新型コロナ】ふるさと企画改革事業につきましては、300万円の追加をお願いするものでございます。こもれびの館等経営維持補助金でございます。

次の【新型コロナ】庁舎等公有施設感染症対策事業につきましては、223万1,000円の追加でござ

います。工事請負費でふるさとセンターのカーペット張り替え工事が70万円、同じく照明器具工事が70万円、備品購入費としまして83万1,000円の予算計上でございます。こちらは役場の分庁舎化に係る費用でございます。ふるさと企画の改革事業と庁舎等公有施設感染症対策事業につきましては、一般財源のみになっておって交付金等を入れておりませんが、2次補正分の充当具合によりまして今後、交付金を充当させていただくことを検討させていただいております。

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額は4万6,000円の追加でございます。戸籍住民基本台帳費につきましては財源補正ということで、県の事務移譲交付金が7,000円減額された財源補正でございます。

次の戸籍電算化システム運営費につきましては4万6,000円の追加ということで、窓口証明の交付機の保守委託料で、職務代理者の認証分変更によります委託料の追加でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額は18万6,000円の追加でございます。住民福祉費一般では職員の共済組合の負担金の増ということで9万5,000円の追加でございます。

国民年金事務費につきましては、前年度の年金生活者支援給付金支援業務の市町村事務取扱交付金の返還金ということで、事業費確定によりまして2万5,000円追加するものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては6万6,000円の追加でございます。システム改修に伴う法定内繰り出しでございます。

3目保健福祉費、補正額は675万円の追加でございます。保健福祉費一般では625万9,000円の追加でございます。給料で87万8,000円の減額、職員手当等では41万2,000円の追加でございます。

次のページをお願いします。

共済費では27万5,000円でございます。この後の補助金でございますが、村の社会福祉協議会補助金につきましては700万円の追加でございます。こちらにつきましては、当初予算の査定におきまして予算を引き下げたものを今回補正させていただくものでございます。

身体障害者福祉費一般では2万円の減額でございます。身障者福祉協会東白川分会の助成金で、事業を中止されたことによる減額でございます。

障害者自立支援事業につきましては51万円の追加でございます。委託料で、自立支援のシステム改修費の委託料で33万円の追加でございます。こちらにつきましては国のシステム改修費14万2,000円の財源充当を予定しております。

続きまして、償還金でございますが、過年度の障害者自立支援給付費等の県負担金の返還金が4万9,000円、国庫負担金につきまして10万1,000円のそれぞれ増額でございます。それと過年度の自立支援の医療の給付費の県負担金分として3万円を追加させていただくものでございます。

障害児通所支援事業につきましては、過年度の国庫負担金につきまして1,000円の追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

2項1目、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。補正額は142万5,000円の追加でございます。児童手当交付事業につきましては、前年度の児童手当交付金の国庫分の返還金が1万7,000円

で県の返還金が5,000円の追加でございます。

子育て支援室運営事業では140万3,000円の追加でございます。職員の超勤手当は12万円の追加と、工事請負費で子育て支援室の改修工事ということで、こちらは密を避けるために保育園の入り口とは別に支援室への入り口を新たに整備する費用でございます。

2目認可保育所費でございます。125万5,000円の減額でございます。みつば保育園運営費で、給料で73万2,000円の減額、職員手当等で19万9,000円の減額、共済費で57万4,000円の減額でございます。需用費で水道使用料25万円、非常に大きな金額でございますが、9月から水漏れが発生しておりまして、現在は職員が帰るときに止水栓を止めて夜間の流出は防止しておるわけですが、まだ漏れている場所が発見できないことがありますので今回費用を追加させていただきます。修繕方法につきましては今後検討させていただきまして、今後の補正または来年度の当初予算のほうで修繕等を計画していく予定でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額は2万7,000円の減額でございます。保健衛生総務費一般で情報提供連携ツールの保守委託料の減額でございます。

3目母子健康センター費でございます。補正額は12万6,000円の減額でございます。助産部門の経費ということで、当初、技術員のほうを委託料で12万6,000円で契約しておりましたけれども、会計年度任用職員に変わったためその分の委託料を減額させていただくものでございます。

5目環境対策費1,064万5,000円の減額でございます。簡易水道特別会計の繰り出しの運営費分でございます。内容につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明させていただきます。

6目廃棄物対策費でございます。61万円の減額でございます。一般廃棄物対策費につきましては、粗大ごみシール代を8万円充当する財源補正でございます。生活排水対策事業では61万円の減額ということで、補助金で浄化槽設置補助金のほうを101万円減額させていただき、合併処理浄化槽への切替え奨励補助金を40万円追加させていただくものでございます。財源につきましては、国・県補助金のほうを78万6,000円減額させていただく財源補正も併せて行っております。

6款1項1目農業委員会費につきましては、10万円の追加をお願いするものでございます。職員手当の超勤手当の追加でございます。こちらにつきましては農地最適化交付金の1,000円の減額を財源として見ております。

続きまして、2目農業総務費、補正額は13万7,000円の追加でございます。農業総務費で職員共済組合負担金の追加でございます。

3目農業振興費、補正額は2,022万円の追加でございます。まず農業振興費各種補助金につきましては、イノシシ防護柵の設置補助金を20基分、30万円追加をさせていただくものでございます。

次の高収益作物次期作支援交付金事業1,992万円につきましては新規事業でございます。役務費で9,000円、補助金で高収益作物次期作支援交付金ということで1,991万1,000円の予算計上でございます。これは新規事業でございまして、新型コロナウイルスにより売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物、本村の場合はお茶と花を対象としております。これにつきましては、国の事業公募が始

まったために、取組面積に応じた金額を増額補正させていただくものでございます。補助率は100%でございます。この事業につきましては、予算がないと申請ができないということで今回予算計上させていただくものでございます。

7目農地費120万円の追加でございます。農地・農業用施設維持管理工事ということで、道の駅の前の国道沿いの側溝の工事費でございます。

2項1目林業総務費、これにつきましては補正額はありますが、県の事務移譲交付金が増えてきましたので財源補正ということで、1万2,000円の特定財源をつけました財源補正でございます。

2目の林業振興費につきましては158万8,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

一般林業振興費では5万円の減額ということで、オリンピック・パラリンピックの使用木材の運搬経費の負担金の減額でございます。

有害鳥獣捕獲事業につきましては12万5,000円の減額でございます。これにつきましては、カモシカ分の県単の上乗せ分をなしにしたことと、有害鳥獣の駆除隊員の方が増えてきましたので、その方たちは狩猟登録の費用が不要となることで、こちらが増えたのでその分の補助金を減額させていただくものでございます。

村有林管理事業につきましては96万7,000円の減額でございます。委託料で森林整備委託料4,000円の減、水源林公有林化調査委託料3万7,000円の減、いずれも事業費の確定によるものでございます。

工事請負費で林道・作業道の修繕工事4万2,000円の減額につきましては、新巢線の事業費確定によるものでございます。

次の尾城山休憩施設改修工事30万円の追加につきましては、9月補正をお願いしておりまして、現場を再度確認したところ床も修繕する必要があったということで今回30万円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、先般県の補助金が内示がありましたので、3月補正にて県補助金を財源充当させていただきますのでお願いいたします。

次に、公有財産購入費で118万4,000円の減額でございます。山林購入費で、こちらは事業費の確定による減額でございます。あわせて財源のほうで62万3,000円の特定財源を減額させていただいております。

ハナノキ公園化事業では、森林管理委託料ということで、2万4,000円の減額につきましては事業完了による減額でございます。

枯損木処理緊急整備事業につきましては19万3,000円の減額、自伐林家型地域森林整備事業については11万9,000円の減額、林地台帳整備事業につきましては11万円の減額ということで、こちらはいずれも事業費確定による減額でございます。これに併せて特定財源のほうも減額させていただいています。

次のページをお願いいたします。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額は795万円の減額でございます。説明欄で、関係人口交

流事業につきましては28万2,000円の減額ということで、旅費、負担金それぞれ減額でございます。白川流域連合の事業、各種村人会の事業が全て中止になったことにより減額でございます。

イベント支援事業については690万の減額でございます。こちらも事業中止によるものでございます。内訳的には、つちのこフェスタで450万円、夏祭りで70万円、秋フェスタで120万円、お松さま祭りでは50万円の減額でございます。

地域産業活性化事業につきましては72万8,000円の減額でございます。報償費のつちのこメンバーズカード商品券ポイント還元では227万2,000円の追加でございます。補助金の商業活性化支援事業補助金につきましては300万円の減額ということで、こちらのプレミアム商品券を今年発行しなかったもので、この手数料分の補助金を減額するものでございます。

観光振興事業では負担金4万円の減額ということで、こちらは観光協会の研修が中止になったことによる負担金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費では、補正額21万円の追加でございます。職員手当等の追加でございます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては、補正額350万円の追加でございます。工事請負費で村道の維持修繕工事で250万円、小規模の修繕等の単価契約工事で100万円の追加でございます。

9款1項1目非常備消防費でございます。補正額は304万円の減額でございます。消防総務費につきましては、県の事務事業交付金のほうが6万4,000円減額となっておりますので、その分の財源補正でございます。

消防訓練費170万円の減額、村の操法大会費51万円の減額、郡の操法大会費83万の減額につきましてはいずれも事業未実施による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2目の消防施設費につきましては、一番上でございますが、防災センターの管理費ということで修繕料で浄化槽のプロワーが故障しておりますので、それを修理する費用を14万3,000円の追加をお願いするものでございます。

10款1項2目事務局費につきましては7万7,000円の追加ということで、職員手当等の追加でございます。

2項2目、小学校の教育振興費でございます。補正額は11万1,000円の減額でございます。小学校教育振興費一般につきましては財源補正、国のコロナ対策の保健特別対策補助金を50万円充当するものでございます。ふるさと大好き体験合宿事業につきましては11万1,000円の減額でございます。こちらは事業未実施による減額でございます。

次のページをお願いします。

3項1目、中学校の学校管理費でございます。補正額は10万9,000円の減額ということで、大会出場のバスの借り上げ料の減額でございます。

2目教育振興費、補正額は10万8,000円の減額でございます。こちらは中学2年生のふるさと魅

力体験事業の中止による減額でございます。こちら特定財源につきましては、先ほどの学校保健の特別対策補助金につきまして50万円充当し、県の清流の国補助金が10万2,000円減額となっておりますので差引き39万8,000円の財源を充当させていただきます。

4項1目社会教育総務費につきましては、補正額82万4,000円の減額でございます。社会教育総務費一般では13万1,000円の減額で、こちらは社会教育公民館委員さんの研修会がなくなったことによるものでございます。

次に、国際ボランティア受入事業69万3,000円の減額も事業未実施によるものでございます。

次のページをお願いします。

2目公民館費、補正額は71万1,000円の減額でございます。はなのき会館の貸出業務の委託料で、こちらはふるさと企画に委託したものを直営にしたための減額でございます。

5項1目保健体育総務費でございます。補正額は151万3,000円の減額でございます。トップアスリート交流事業につきましては23万円の減額で、こちら事業の未実施によるものでございます。

次のページの第15回村民運動会につきましては、128万3,000円の減額でございます。これは村民運動会の中止によるものでございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費につきましては、地方債200万円を充当します財源補正でございます。農地・農業用施設災害復旧事業に充当するものでございます。

2目林業用施設災害復旧費につきましては、こちらも同様に80万円の地方債を財源充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁災害復旧費、こちらも地方債60万円を財源充当するものでございます。

2目河川災害復旧費も同様に120万円の地方債を財源充当するものでございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第64号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,518万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月11日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額6万6,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いた

だきまして、職員給与等の繰入金につきましては国保のシステム改修によりまして追加を一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費で、補正額 6 万 6,000 円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、委託料としまして、これは国民健康保険の調整交付金のシステムがございましたけれども、その様式の追加によりましてシステム改修を行うものでございます。

国民健康保険特別会計については、以上でございます。

続きまして、議案第 65 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。令和 2 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 2 年 12 月 11 日提出、東白川村長。

2 ページからの歳入歳出予算補正と 5 ページからの事項別明細書を省略させていただきます、7 ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 51 万 1,000 円の減額になります。説明欄を御覧いただきまして、現年度分普通徴収保険料の減額は、後ほど御説明しますが介護保険保険者努力支援交付金のほうの交付内示がありまして、その保険料分を減額して収支のバランスを取るものでございます。

3 款 2 項 7 目介護保険保険者努力支援交付金、補正額 51 万 1,000 円の追加になります。説明欄を御覧いただきまして、この介護保険保険者努力支援交付金につきましては、地域支援事業に関わりますそれぞれの事業に対しまして交付されるもので、当初の段階では交付は分かっておりましてけれども、その交付額や充当先は不確定でありましたので、県の指示をいただきまして 11 月の交付内示を受けまして新規に補正をお願いするものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、補正額 30 万円の減額になります。説明欄を御覧いただきますと、居宅介護サービス給付費は決算見込みによります事業費の組替えによる減額になります。

5 目居宅介護サービス計画給付費、補正額 20 万円の減額になります。説明欄のほうでは、居宅介護サービス計画給付費も同じく決算見込みによります事業費の組替えによる減額になります。

3 項 1 目高額介護サービス費、補正額 50 万円の追加になります。説明欄のほうでは、高額介護サービス費の不足が見込まれますので予算を組み替えまして追加をお願いするものでございます。なお、この給付費につきましては、国・県支出金等についてはそれぞれ財源充当として動いておりますので、よろしくお願いします。

次のページをお願いします。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額はゼロ円ですけれども、先ほど歳入で説明しました介護保険の保険者努力支援交付金が財源充当されますので、説明欄のほうを見ていただきますと訪問型サービス事業、通所型サービス事業、高額介護予防サービス事業（総合事業）はそれぞれ特定財源が国・県支出金と、それから一般財源の財源充当によります補正になります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額2万6,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、介護予防ケアマネジメント費につきましては事業費の不足が見込まれますので、その予算を組み替えまして追加をお願いするものでございます。財源につきましては、介護保険の保険者努力支援交付金によります財源充当と、事業費の組替えによります財源となっております。

2項1目一般介護予防事業、補正額2万6,000円の減額になります。決算見込みによります事業費を組み替えて減額するものでございます。財源内訳につきましては、1目の介護予防事業と同じように介護保険保険者努力支援交付金によります財源充当と、事業費の組替えによりまして財源となっております。

4項1目審査支払手数料、補正額ゼロ円になっております。これも同じくこの努力支援交付金に財源充当されまして、国・県支出金及び一般財源の財源補正となっております。

介護保険特別会計は、以上になります。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第66号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,336万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,835万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月11日提出、東白川村長。

申し訳ありませんが、2ページから6ページを省略し、7ページを御覧いただきたいと思います。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額1,064万5,000円の減、一般会計繰入金運営費分です。

9款1項1目雑入、補正額271万9,000円の減、水道管移転補償費。これは岐阜県さんから頂く水道移転補償費の減でございます。

8ページを御覧ください。

3. 歳出。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額1,418万1,000円の減。説明を御覧ください。簡易水道建設事業（単独事業）工事請負費、曲坂川砂防事業に伴う水道管布設替え工事1,305万3,000円の減。もう一つ、曲坂川砂防事業に伴う仮設信号線布設工事112万8,000円の減。これについては

県営の曲坂川砂防事業、砂防堰堤工事の進捗に合わせた本村の水道施設の水道管仮設信号線の工事の減額補正になります。事業費の確定によるものということで、よろしくお願いをいたします。

続きまして、3款1項1目施設維持管理費、補正額81万7,000円の増。説明を御覧ください。施設維持管理費、需用費、修繕料、施設修繕料50万円です。水道管路の緊急修繕に対応するものでございます。よろしくお願いします。委託料、曲坂浄水場迂回路除雪業務委託料31万7,000円です。曲坂浄水場に通じる村道が、先ほど申したとおり砂防事業によりまして通行止めになっております。冬季、曲坂の浄水場へ迂回路として日向集落からの高畑林道を利用させていただきたいと、そういうところで雪対応のための費用を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第67号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,867万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月11日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額15万円の増額。説明欄を御覧ください。風疹抗体検査受託料を追加したものでございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額16万円の増額。前年度繰越金でございますが、収支のバランスを取るためのものでございます。

次に、7款1項1目雑入、補正額85万円の減額。説明欄を御覧ください。職員等給食代110万円の減額、せせらぎ荘入所者分を減額したものでございます。がん検診料25万円の追加でございます。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額30万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を日向、今井利隆様はじめ3人の方から頂いたものでございます。

次に、9款1項3目感染症対策補助金、補正額399万3,000円の増額。説明欄を御覧ください。発熱外来診療体制確保支援補助金は、診療所がこの10月から診療検査医療機関の指定を受けたことで発熱患者等を診療する体制を確保したにもかかわらず、患者が来院しなかった場合の保障の意味合いで支給されるものでございます。一応3月までということで支給されるものでございます。

次のページを御覧ください。

9ページでございますけれども、3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額101万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。11節

役務費の安全運転管理者講習受講等手数料 1 万 1,000 円の減。26 節公課費 100 万円の減。消費税納付金については元年度、診療所建設工事の関係で売上げに係る消費税よりも仕入れに係る消費税が上回ったために、今年度は納付金がなかったものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目、医業費、一般管理費、補正額 72 万 5,000 円の増額。勤勉手当 1 万 4,000 円の増額。共済費の職員共済組合負担金、臨時職員と社会保険料のそれぞれ増額でございます。

次に、2 款 1 項 2 目医療管理費、補正額 373 万 9,000 円の増額。説明欄を御覧ください。10 節需用費 237 万 5,000 円の増額。内訳ですが、医薬材料費の薬品費等 180 万円の増額、診療材料費の検査用試薬 29 万 5,000 円の増額、いずれも患者数増による追加でございます。前年同月と比べますと 281 人増加ということでございます。診療用一般診療材料費 28 万円の増額ですが、これは診療検査医療機関として簡易用検査キットを購入するための追加でございます。

次に、12 節委託料の検査業務委託料ですが、93 万 5,000 円の増額。これも患者数の増加によるものでございます。

17 節備品購入費 42 万 9,000 円の増額。リハビリ用の診察台を購入するためのものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目基金積立金、補正額 30 万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の 16 ページの総務費でちょっと質問させていただきます。

全協の折に説明はいただけるということですが、今予算を認定するところなのでちょっとお伺いをしたいと思います。中ほど、新型コロナふるさと企画改革事業負担金、補助金、交付金というところですが、この内訳、人件費であるのか、こういった使い道であるか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この 300 万円だけでなく、御心配をかけておりますふるさと企画の事業の改革案、その後、そして交流部門を分離して村の直営、形以上の直営にしていくと、こういう事業を御説明して、9、10、11 と過ぎたところでございますので、ちょうど質問いただきましたのでその概況について、そしてその中で 300 万なぜ必要かということについて、お答えをしてみたいと思います。

10 月までの決算といいますか、経営報告が出ておりまして、ふるさと企画、これは交流事業部門の売上げも含めて総売上げが 4,208 万 1,000 円であります。ちなみに、同時期昨年度は 6,800 万ほど

あったという状況でございます。

各部門ごとに数字を拾っておるんですが、計算をしますと分離しました本社部門、いわゆるトマトジュース等の物産の販売事業、それから製造部門、あるいはトマトを生産した農業部門、それから魚の宿の売上げ、こういったものを出しますと、足して経費を引きますとこの本社部門というところは340万8,000円の黒字に今のところなっております。ただ、分離をしました交流事業は御案内のとおり、繁忙期の団体のお客様の売上げが全然なかったということで、今差引きしますと650万ほどの赤字が計上されております。

売上げで申し上げますと昨年度は2,600万ほど、もうこの時期で売上げがあったんですが、今期は647万6,000円しかないという状況であります。

これからの収支ということで、この300万をもくろむ時点で10月からの収支の計算をさせていただいております。10月から11月については、レストランの売上げはおおよそ毎月70万円ぐらい、見込みでございますけど。12月から3月までは40万から50万が、最大限見込めてもこのぐらいの店の売上げだろうと。一方で、費用のほうですが、給与費が雇用の確保ということもあって今働いている人たちになるべく能率的に働いていただいても毎月95万円ほど、あるいは電気代などで25万円ほどかかっていきます。これに対して、売上げに対しての仕入れ費は約20%ぐらいかかってまいりますので、10月から3月までの赤字は、このまま続けると540万円ほどかかってしまうということでございます。

先ほどの売上げの中に交流事業部門は当初予算で見えてある480万のうちの240万、半分が入っております。この後、11月に240万入れたわけですが、それを入れても差引きすると540から240引いて約300万足らなくなる予想ということで、300万がはじき出されております。使い道としては、給料、それから電気代等の維持費ということであります。

完全に不採算ということでございます。これは今までは繁忙期、連休から夏、秋にかけての売上げで何とか1年間を先ほど言った2,600万というような売上げでカバーして、それでも1年通すと交流事業部門、若干の赤字になっておった事業でございます。で、これはコロナがなくても事業規模ですとか施設規模が既に時代のニーズに合わなくなってきたんじゃないかという判断もして、当初、コロナが来る前の計算でも何ぼかの繰入れをというようなお願いをして考えておったところで、240万だった委託を480万に上げさせていただいておったわけですが、このような経緯を経て御存じのように9月から経営改革で切り離したわけですが、この不採算の解決策には当然なくて、前から御指摘があったように、ここについては相変わらず村で負担していかなん部分があるんじゃないかというところでございます。

職員の働き方についても、ほかの施設との違いがあるんじゃないかというような監査委員の皆さんからの御指摘もあったのは承知をしておりますが、職員も頑張って、9月以降、何とか直営ということで今までのやり方と違うお店にしたいということでアイデア出しをしてもらって、交付金を使って模様替えやとかメニューの更新などをして個人のお客さんに対応するお店に切り替えていこうとしてこの3か月ほど過ぎておりますが、残念ながら毎日毎日何人ものお客さんが来ていただい

で満員で盛況という状況にはなってはおりません。

したがって、今回300万円の補正をお願いして来期の4月以降の経営改善に取り組む予定でございます。ただ、先ほども言いましたように、今までのようなやり方では皆さん御心配のとおり毎年多額の補助金なり交付金なり、繰り入れていかなきゃいけない。これは村の財政を危うくすることでございますので、今年のところはコロナが急にこういうことになったので負担金を認めていただいてやってきておるんですが、私はこのままでは継続することは不可能と判断をさせていただいております。

そういうところで、村として雇用の場を確保しながらこもれびの里の持っている魅力、自然環境、こういったことがコロナと共生する時代での誘客あるいは交流事業、これをどうあるべきかと模索をしてまいりました。その中身については、この後、全員協議会で資料も提供し詳しく御説明し、御賛同を得て切り替えていきたいというふうに考えておるところでございますが、コロナというピンチがあったわけですが、結局、先ほど冒頭に言いましたように時代に合わなくなってきたこもれびの里という大きな資産、あるいは人的資産、こういったものを有効に活用する方策はどうあるべきかということで考えた案を御説明したいと思います。

この300万については、そういったことは早めに着手をしてなるべく早めに切り替えていきたいということを思っておりますが、これは相手もあることでございますし、我々の思惑どおり行かない部分もあっては安定した、今年1年改革をやるぞといって職員の皆さんにも説明をしてきたこともございますので、営業の補填と人件費の確保のために必要な最大限の額を300万と踏んで計上させていただきます。

財源としては、先ほど総務課長が説明したとおり現在は一般財源になっておりますが、2次補正で組んでいただいたいろいろなコロナ対策費が、精算していきますとかなりの金額が余ってくる予定でおります。使われない費用が出てきますので、それらを組替えしてできる限り国のお金を活用してこの急場は乗り切りたいということで考えておりますので、この300万については暫定予算ということで、あくまでも経営を維持しておって次の手を打つための間の補填の策ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

300万のこれがないと、年度内乗り切れないぞということの300万ということは分かりました。以前、改革案出していただいて、またかなりの金額をそのときは貸付金ということで予算のほうを認めておると思うんですけども、そういったことでなかなかそれでも経営がうまくいかないというか、そのときも貸付金も乗り切るためのお金やということだったので、これが足りなくなるかもしれないぞというお話も聞いていましたので、この300万については私的には認定でいいのかなと思いますが、ただこの下の行に今度ふるさと企画ですね。今度公有施設ということで、以前だったら

ふるさと企画がいろいろ努力をしたいけど、なかなか村にワンクッションあって補助をいただけなかったということ。担当者に相談すると、ちょっとそれは無理やぞとか、ここを直したいけどと言っても、それは我慢してくれといったものがずっとあったものが、今度は直営になったことによって予算が簡単に取りやすくなったというか、そういった点にもちょっと問題があるというか、今までふるさと企画がやりたいことを、努力が足りなんだと言えばあれですけども、村に切り替えたことによって簡単に予算がつくようになったというのもちょっと一言付け加えておきたいかなということ 생각합니다。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど説明した収支のところに貸付金の金額は入っておりません。これはキャッシュフローを助けるために売上げには上げずに、現在ふるさと企画本体は1,000万円ぐらいの預貯金というか現金を持ってこれからの冬場を迎えていこうということで、消費税の支払い等も猶予しておってもらいますので、ぎりぎり切り抜けていけるんじゃないかという目測で今経営しております。

今まで我慢をしておったのが村になってと、これは実はちょっと御指摘どおりではないような気がします。できる限り、こもれびの里については改装費であったり修繕費は村が年次計画でやってきておりますので、ふるさと企画に預けておる間もしっかりと営業ができるようにはしておったわけです。

この下にある、次に出てくる分庁舎の分はまた別のことで、ふるさとセンター自体を長いこと手が入ってなかったのが、今回のコロナの対策費で分庁舎化しておきたいということで、もちろん御存じのことと思いますが、こもれびとは関係なしに組んだということです。

施設も二十五、六年使ってきておりまして、非常にいろんなところの修繕があつてまだまだ味彩、こもれびの館とも修繕箇所があるわけですけど、今年も予算を認めていただいて屋根を修繕したりしておりますけど、これをこれから村の直営で経営していくということは非常に至難の業という判断をせざるを得んということを御理解いただきたいかなというふうに思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

一般会計の農林水産業費の農業費、21ページの農業振興費なんですけど、先ほどちょっと説明がありましたけど、2,021万1,000円ということで非常に大きな金額。その中で高収益の作物の次期作支援交付事業が1,992万円ということですけども、これも時々村民の方から聞かれることがあります。そういったことでもう少し具体的な説明と、この補助金の動きというか、そういうものをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

先ほど総務課長から御説明を申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少した作物、いわゆる本村ですと花卉とお茶について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆様に支援するというものが目的となっています。

支援対象となる生産者につきましては、今年の5月から6月の間に価格影響を受けた方が対象となっております。本村のこの予算のほうですけど、お茶でいいますと10アール当たり5万5,000円を支援します。東白川製茶と五加茶、合計で3,123アール、それから花卉のほうでは10アール当たり80万円ということで、五加で3人の方、お花を作っていただいておりますけど、その方に対する交付金を組ませていただいております。

もうちょっとこれ、11月の議会、それから10月全協等に提出をしたかったわけなんですけど、実は国のほうの政策がころころ二転三転変わっておりまして、今回、やっと11月で固まったというものでございます。

それで、現在精査をしております、対象となる方、お茶でいいますと東白川製茶組合、それから花でいいますと〇〇〇〇さん、それから△△さんですね。△△さんもお茶でございますけど、その3名の方が対象となってくるものと思われております。

一応、申請が今月の25日までの申請ということで、それによってまた国のほうがちょっとどうなってくるか分かりませんが、交付決定をされるのかどうかは。ほぼこれで確定かなというふうに思っております。

予算のほうとしましては、今の作付面積をマックスとして予算を組ませております。その予算がないと交付申請もできないということで、実際はもうちょっと、もう500万円ぐらい下がるのかなあとは思っておりますけど、そんなような状況でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

お茶と花は分かりましたけれども、例えばほかに畜産とか、そして夏秋トマトとか夏秋ナスというものがあるんですけど、そちらとの兼ね合いはよろしいですか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

トマト、野菜ですね。野菜も対象にはなるわけなんですけど、いわゆる5月から6月の間に影響を受けた作物ということで、そうすると対象外になってきてしまうものでございます。また、畜産のほうにつきましては、これはあくまでも高収益作物なので、野菜、花卉、果樹、お茶が対象とな

っておりますので、畜産は対象外となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

3 番 安江健二君。

○3 番（安江健二君）

ちょっと腑に落ちんというのは、5 月、6 月対象というのは多分国の出した指針だと思いますけれども、年間通してやるというのが僕はベターでやなと思います。そういったことで、花卉の人に対して支援をして悪いということはないんですけれども、ほかのところからどうやという話が出ないこともないがなと僕は思っています。

そういったことでうまく説明がつけばいいんですけど、そして例えば今年はお茶と花卉だけ次年度は違う作物でとかいうことがあるでしょうか。その辺のところをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

これはあくまでも国から出された指針でございますので、村で独自で出すとか、そういうこともございません。

来年度以降はどうなってくるかという話も、まだ国のほうからは示されておられませんので具体的なことは申し上げることはできませんので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一般会計の歳入なんですけど、12 ページ、ちょっとお聞きしたいんですが、寄附金のところでふるさと思いやり基金指定寄附金、ありまして、たくさんの方に寄附していただいたなと思うんですけど、8 月のと 9、10 が一気に増えているんですけど、これは自然増なのか、何か増えるような手を打ったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

手元に資料がないので正確な答えではないかと思いますが、米、新米が取れたということで、それぞれ村人会の皆さんと、今までふるさと納税していただいた方々にレターパックに入れて米を送らせていただきました。この反響がある程度あったのではないかと私は思っています。

この後、村人会の皆さんが 6 月に行ったふるさとパック、ジュースやお茶やらを贈ったのとも

併せて、村が一生懸命我々、我々というのは村人会の皆さんのことを考えてしていただけるのでみんなで運動を起こしてふるさと納税をやりましょうというのを東京から発信されて、中京と花の木会も協力しましょうよという何か運動をやっておっていただくみたいで、12月になっても村人会の皆さんからの本当のふるさと納税が増えてきておりますので、大変ありがたいことだと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

国保診療所特別会計の8ページの歳入のところでお伺いしたいですけれども、国庫補助金の感染症対策補助金のところで400万近い金が計上されておりますけれども、これ感染症で診療ができないというか、人が少なくなったときに出るような対象だと言われましたですけれども、これ通年通して金額が増えてきた場合は返却をせないかんお金なのか、このままもらっちゃえる金なのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

その補助金につきましては、いわゆる保障金ということで1日のいわゆる発熱患者の検査する方ですね。そういう方が基準が5人というふうになっているんです。1日5人というふうになってまして、その5人もしかかられた場合はゼロになるんです、その日は。

ただ、結局、うちはたまたまですが、感染外来ということでつくりましたので設備的には何らクリアしていて問題はなかったもんですから、この1日当たりを1人1万3,447円保障されるということで、それがいわゆる設備にかかった場合ですね。表に例えばプレハブみたいなものを建てたりとか、テントを立てたりして検査するところを特別に設けなければならなかったというような場合の費用も含めてそれだけ保障がされるということなんです、5人以上1日にあった場合はゼロになってしまいますが、それ以下の場合いわゆる保障ということで、その人数によって保障金が出るというようなことで、一応申請では、うちは1日2人ということで計算をして出したんですが、実際に10月5日からスタートして11月いっぱいまでに4人あっただけでしたので、保障はいただけるものと考えてございます。

それから、この補助金については取りあえず3月までということなんです、あくまでも季節性のインフルエンザ等がはやる時期ということで特別に出たものでございますから、来年度以降どうなるかということとはちょっと今のところ分からない状況でございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計、歳入の11ページの一番最下段のところにあります農林水産業費、県の補助金の一番右側の説明欄の内訳を見ていきますと、マイナス、マイナスの補正の中で里山林整備事業補助金というのがプラスで約60万あるわけなんですけど、これが支出のところでもどこかとリンクしているのか、それとも差引きしながら合算したトータル882万か、それを財源補正も組み合わせながら消えてしまったのか、その辺ちょっと御説明お願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

こちらにつきましては、9月補正で尾城山の休憩所の修理、整備ということで60万円、工事費を補正予算させていただいたんですけれども、そのものに対する県の補助金ということで59万8,000円を頂くものでございます。

今回30万円補正を上げておりますけど、そちらのほうはまた県から別に補助金を頂きますので、また3月に予算計上させていただけるということでお願いいたします。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の歳出、18ページになりますけれども、民生費ということでこの上の辺りに社協の補助金ということで700万計上されておるんですけど、社協は福祉のほうをやっていただいて、いろいろなことをやってもらって、やっぱり財源ないかなということは重々いつも思っておったところですが、今回の場合は、以前監査を見させていただいて、建物であるとか屋根が傷んでおったりとか、本当にその中でも福祉をやっているということで、前は舗装の辺りや排水の辺の修理、村で直していただいたりやっておっていただくわけですが、この700万円というのは運営費なのか、そういった工事の何かどうしても今のうちにやっておかないと、建物、今雨漏りを直しておかないかんとか、そういうお金なのか、その辺りちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

社会福祉協議会の会長としては大変心苦しいお話でございます。全部運営費でございます。当初予算を組むときには、今までは、今までというのは数年前までは基金がかなりあったものですから基金を取り崩して繰越金にして何とか回っておったんですけど、もう基金がほとんど底をついたと

ということで、当初予算に必要なだけ組みたかったんですが、収支のバランスといいますか、財源を多く見れないので1,800万だったと思いますが、2,000万か、だけ組まさせていただいて、これから3月までの収支を見たときに700万ぐらいないと、全部使うわけじゃないです。次の年、収入が上がるまでの繰越金を確保しなきゃいけないので700万ぐらいが要るんじゃないかということで計算をして補助する。全く運営費補助でございます。

施設の修繕については、それぞれそのたびにまた村のほうから、こちらは100%、村の施設ですので投入して直していくということで、来年度も何点かの修繕を計画しておると、そういうところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

承知いたしました。

やっぱり今までも年間通じてこの福祉でこれから村も成り立っていくという、一番大事なところを社協の方にはやっていただいていますし、今後も建物修繕であるとか、いずれは場所の移転もありますけれども、現状やっぱりこれから何年もあそこを利用して福祉をやっていただかないといけなくて、また建物のメインであるとかこういった補助金、内容を説明していただきながら、賛同できるものは賛同していきたいと思いますので今後もお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第67号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第67号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第26号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第14、同意第26号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
ここで桂川参事から、自身の退席を求められておりますので、これを許可します。

〔参事 桂川憲生君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第26号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村副村長に任命したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。令和2年12月11日、東白川村長。

記、氏名、桂川憲生、生年月日、昭和35年〇月〇日生、住所、東白川村越原〇〇番地、任期、令和3年1月1日から令和6年12月31日。

提案理由の説明を申し上げます。

副村長の設置については、9月の定例会で関連する条例の改正をお認めいただき、その際に設置の理由については御説明をしたところでございますが、いま一度御説明を申し上げますと、今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延でその思いを強くしたところでありますが、コロナ感染症拡大という危機、また多発する自然災害の危機対応について考えたとき、村長がいつ感染者、あるいは災害の被害者になってもおかしくない状況であると言えます。村政の危機管理並びに業務の持続性を担保するために副村長を設置するものであります。

そこで、桂川憲生現参事を副村長に任命したいと存じます。

その任命理由を申し述べます。

桂川憲生現参事は皆さんよく御存じのとおり、昭和56年に役場に奉職以来、実に39年間の長きにわたり役場の職員として勤務し、行政マンとしての知識、経験は誰よりも豊富な職員であります。その業績として特記すべきことは、CATV事業の立ち上げ、あるいはフォレストスタイル事業の企画から事業化、光ファイバー化事業などを成功させ、現在の村の主要な事業に大きく貢献をしてきておってくれます。

人口減少、少子高齢化など大変困難な状況を迎えている今後の行財政の運営について、村長を補佐する副村長として適任者であると考えております。本人の内諾も取っておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。

なお、桂川参事は本議案に同意いただければ、今年の12月末日をもって辞職し、令和3年1月1日付で副村長に任命する予定であることを申し添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ただいまの村長の報告の中で、今後のコロナ禍の中で大変的確な判断だということで、私個人としては同意をいたしますけれども、1つ伺いたいのは、こういう状況下の中でのこの組織体制が一時的なものなのか、今後ずっとこの体制で村を維持していくのか、この組織づくりについての今後の見通しを教えてくださいたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

副村長は任命するも解任するも村長の意向で、議会が同意をいただくと、こういう形になっております。村長が替わると変わる場合があります。そういう意味では、補佐機関というような認識でおります。

当然、先ほど説明したとおり、今日御認定いただければ任期は4年間ございますので、その間に私も任期を迎えますので、そのときの判断は変わってくるかと思いますが、参事制度を止めて副村長制度でいくというのは当面といいますか、私の決断でありますので、村長が替わった場合はまた分かりませんが、私は継続をしてこの機構で運営をしていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第26号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。どうぞお座りください。したがって、同意第26号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

ここで、桂川憲生君の入室を求めます。

〔参事 桂川憲生君 入場〕

桂川憲生君の東白川村副村長の任命につき議会が同意したことを報告します。

ここで、桂川憲生君に挨拶をいただきます。

○参事（桂川憲生君）

ただいま樋口議長さんから、任命の同意をいただけたということをお聞きしまして、大変身の引き締まる思いでございます。これまでもそうございましたけれども、今井村長の政策理念、考え方を現場に反映して結果を出していくこと、加えましてコロナ社会、少子高齢化など社会の変容に柔軟に対応していける行政組織づくりに一層努めてまいりたいと思います。皆様、引き続きよろしくお願いをいたします。

◎東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（樋口春市君）

日程第15、東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了については、令和2年11月6日付、東選第5号の2で東白川村選挙管理委員会委員長より議長宛てに通知がありました。

任期満了の時期は令和2年12月25日となっておりますが、委員の選挙については地方自治法第182条第1項で、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関して公平な見識を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙すると定められておりますので、申し添えます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後2時19分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員には、栗本重秋氏、五加〇〇番地、昭和24年〇月〇日生、桂川美里氏、越原

〇〇番地〇、昭和25年〇月〇日生、村雲知巳氏、神土〇〇番地〇、昭和31年〇月〇日生、田口佳澄氏、神土〇〇番地、昭和46年〇月〇日生、以上の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、安江良浩氏、神土〇〇番地〇、昭和34年〇月〇日生、第2順位、伊藤保夫氏、越原〇〇番地〇、昭和34年〇月〇日生、第3順位、安江誠氏、神土〇〇番地、昭和34年〇月〇日生、第4順位、今井明德氏、神土〇〇番地、昭和37年〇月〇日生、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

当選された方々には、文書で当選されましたことを告知いたします。

ただし、本日議場に出席の方につきましては、この場で当選されましたことを告知いたしますので、御了承ください。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第16、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

東白川村議会議長 樋口春市様。令和2年12月11日、議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、検討のほどよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時27分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員